

阿波市こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

阿波市

阿波市こども計画ってなに？

こどもや若者一人ひとりが自分らしくいきいきと成長し、幸せな状態で生活を送ることができるまちづくりのために、阿波市がこれからどんなことをしていくのかを書いている計画です。

計画の期間は？

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。
市はこの計画に沿って、取組を進めていきます。

計画はどうやってつくったの？

子育てをしている人、こどもとかかわる仕事をしている人、こどもや子育ての専門家など、たくさんの人の意見を聴いてつくりました。こどもや若者のみなさんが答えてくれたアンケートも参考にしています。

アンケート調査からわかったこと

令和6年3月に、阿波市内の小学5・6年生と中学2年生、高校生世代から39歳までの若者の皆さんに、アンケート調査を行いました。

Q 将来の夢がある！

小学生 73.6%
中学生 50.5%

Q 阿波市に住み続けたい

小学生 65.6%
中学生 45.4%
若者世代 70.5%

Q 努力すれば、できるようになる！

小学生 86.8%
中学生 85.9%

Q 悩みを相談できる人は？

小学生 親：77.4%
中学生 親：69.5%
若者世代 親：69.5%
友だち：72.9%
友だち：81.9%
友だち：60.0%

Q 将来結婚したい

中学生 48.6%
若者世代 60.0%

Q 市に意見を伝えるには？

小学生 中学生 若者世代

Q 阿波市が好き！

小学生 87.1%
中学生 75.5%

1位 タブレットやパソコンを使った方法

2位 学校(や職場)に意見を入れる箱をおくなど、身近なところでできる方法

3位 子どもや若者が集まり、会議などで話し合っ
て伝える方法



基本理念（市がめざすこと）

阿波っ子が 元気いっぱい
笑顔でそだつ まちづくり



基本目標

阿波市がめざすまちになるために、次の4つの目標を決めて、こどもや子育てについての取組を行います。取り組むことは「阿波っ子条例^{じょうれい}」をもとにしています。

基本目標 ① こどもが安心安全に笑顔で生きること

(1) 安心・安全なまちづくりの推進^{すいしん} ▶ くわしくは 38 ページへ

こどもたちを守るために、防犯^{ぼうはん}パトロールや防犯^{ぼうはん}カメラの設置^{せっち}、通学路^{てんけん}の点検をします。

(2) 障がい児^{しょうがい}及び発達^{しえん}の気になる児童^{じゅうじつ}への支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}

障がい^{しょうがい}のあるこどもや発達^{しえん}の気になるこどもについて、関係機関^{かんけいきかん}が一緒^{いっしょ}に支える^{ささ}仕組みをつくったり、サービスを充実^{じゅうじつ}させます。

(3) 様々な支援^{さまざま しえん}を必要とする児童^{しえん}・家庭^{じゅうじつ}に対する支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}

ひとり親家庭^{ひとりけん}や生活^{かいか}に困りごとを抱えている家庭、こどもたちに必要なサポートをします。

(4) 地域^{ちいき}で支える子育て支援^{しえん}

こどもたちの社会科見学や図書館での活動、スポーツなどを通して地域^{ちいき}の人たちと子育て^{ささ}を支えます。

(5) 公共施設^{こうきょうしせつ}等の施設整備^{しせつせいび}

学校の環境^{かんきょう}を整えたり、図書館などの公共施設^{こうきょうしせつ}を整備して、地域^{ちいき}での子育て支援^{しえん}サービスの提供^{ていきょう}やイベントを行います。

基本目標 ② こどもが遊び、学び、元気いっぱい生きること

(1) 地域^{ちいき}子育て支援事業^{しえんじぎょう}等の施設整備^{しせつせいび} ▶ くわしくは 48 ページへ

認定こども園^{にんてい}や放課後児童クラブ^{かんきょう}でこどもたちが安心して過ごすことができるように環境を整えます。

(2) 教育・保育^{ていきょう}の一体的提供^{しつ}と質の向上

認定こども園^{にんてい}の中で、こどもの成長に大切な遊びや学びの機会をたくさん用意します。

(3) 食育^{きばん}を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く^ぬ力の育成

こどもたちが食についての正しい知識^{ちしき}を身につけ、確かな学力^{ゆた}や豊かな心が育つようサポートします。

基本目標

③

こどもが夢に向かって、持っている力を発揮できること

▶ くわしくは 53 ページへ

(1) 母子の健康の確保

安心して出産や育児ができるように、健康診断や相談などでお母さんとこどもの健康を守ります。

(2) 子育てと婚育の支援、情報発信

ホームページやアプリなどを充実させ、子育てに必要な情報をわかりやすく届けます。

(3) 経済的支援の充実

子育てや教育にかかるお金の負担が少なくなるよう、子育て中の家庭をサポートします。

(4) 子育てと仕事の両立の支援

必要なときに安心してこどもを預けられるよう、子育て中の人が仕事をしやすい環境をつくれます。

(5) 就労意義の啓発、情報発信

子育て中の人が仕事を続けやすい働き方や、仕事と家庭を両立するために必要な情報を届けます。



基本目標

④

こどもがあらゆる場で、自分の意見を言えること

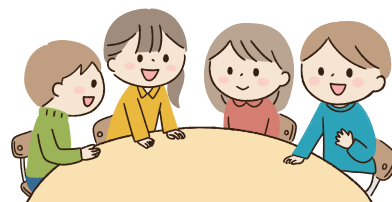
▶ くわしくは 63 ページへ

(1) こどもの権利の尊重【新規】

「阿波っ子条例」を大人もこどもも守ります。

こどもや若者の権利が尊重され、守られるようにします。

市にこどもや若者の意見や考えを伝える仕組みをつくれます。



計画のゴールはどう確かめるの？

「指標」を使って、計画がうまく進んでいるかを確認します。決まったタイミングで確認して、必要があれば直して、より良い計画にしていきます。

指 標	令和6年度 (計画策定時)	令和11年度 (目標値)
「自分のことが好き」と回答したこどもの割合	小学生 ▶ 64.0% 中学生 ▶ 61.9%	小学生 ▶ 70.0% 中学生 ▶ 70.0%
市に意見を伝えたり、一緒に取り組む機会に「参加したい」と答えるこどもや若者の割合	小学生 ▶ 25.9% 中学生 ▶ 18.6% 若者世代 ▶ 21.6%	小学生 ▶ 30.0% 中学生 ▶ 25.0% 若者世代 ▶ 30.0%
こどもがいても安心して働けると感じている保護者の割合	就学前 ▶ 58.3% 小学生 ▶ 64.0%	就学前 ▶ 65.0% 小学生 ▶ 70.0%
「阿波っ子条例」の認知度	小学生 ▶ 18.5% 中学生 ▶ 10.4% 若者世代 ▶ 36.8%	小学生 ▶ 70.0% 中学生 ▶ 70.0% 若者世代 ▶ 70.0%
こども家庭センターでの相談件数	320 件	340 件

阿波っ子条例

▶ くわしくは4ページへ

未来をつくる子どもたちは、ひとりひとりが阿波市の宝で、かけがえのない存在です。

「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」の実現に向けて、阿波市全体で取り組んでいくため、令和4年4月に「阿波っ子条例」を施行しました。

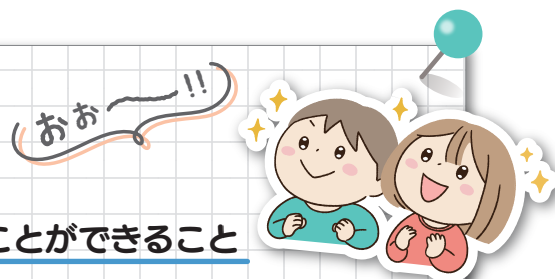
子どもの育ちを支えるため、保護者や地域住民、学校などがそれぞれの役割を持っています。みんなで協力し、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきましょう。

子どもの権利

阿波っ子条例 第4条 子どもは、その年齢や成長に応じて、次に掲げる事項について大切にされるものとする。

- 1 安心安全に笑顔で生きること
- 2 遊んだり、学んだり、元気いっぱい生きること
- 3 夢に向かって、自分の持っている力を発揮することができること
- 4 家庭や学校等、地域等のあらゆる場で、自分の意見を言うことができること

～ この計画の4つの基本目標は、第4条（子どもの権利）から考えました ～



はじめに

近年、我が国では、少子化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など、こどもとその家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化しており、社会全体でこどもの育ちを支え合っていくことが求められています。

本市では、令和4年3月に「阿波っ子条例」を制定し、「子育てするなら阿波市」を合言葉に、市、保護者、地域住民、関係機関等の役割や責務を明確にし相互に連携することにより、阿波市全体でさらなる子育て支援の推進に取り組んでまいりました。

このたび、第2期阿波市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が終了することから、改めて阿波っ子条例に掲げる理念に立ち返りながら、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第3期阿波市子ども・子育て支援事業計画を包含した「阿波市こども計画」を策定いたしました。

第1期計画から掲げてきました「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」の基本理念を継承し、「こどもが安心安全に笑顔で生きること」「こどもが遊び、学び、元気いっぱい生きること」「こどもが夢に向かって、持っている力を発揮できること」「こどもがあらゆる場で、自分の意見を言えること」の4つの基本目標を軸に、次世代の担い手であるこどもや若者が、いつまでも住み続けたいくなるまち、住み続けられるまちとなるよう、この計画に基づく様々な施策に取り組んでまいります。

阿波市にとりましても、未来をつくるこどもたちは、ひとりひとりが本市の宝であり、かけがえのない存在です。私たちは、こどもたちが家族や友人、地域の深い愛情に包まれて育ち、夢をかなえ、社会の一員として、将来に向かって羽ばたいてほしいと願っています。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました「阿波市子ども・子育て会議」の委員の皆様、またニーズ調査等にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

阿波市長 町田 寿人

目 次

第1章 計画について	1
1 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 阿波っ子条例	4
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	9
1 統計からみる本市の状況	10
2 「阿波市こども計画」に関するニーズ調査結果からみえる現状	16
3 調査結果(保護者調査)	18
4 調査結果(小学5～6年生、中学2年生、若者世代調査)	24
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本的な視点	32
3 計画の基本目標	33
4 施策の体系図	34
5 評価指標	35
第4章 こども・子育て支援施策の展開	37
基本目標1 こどもが安心安全に笑顔で生きること	38
基本目標2 こどもが遊び、学び、元気いっぱい生きること	48
基本目標3 こどもが夢に向かって、持っている力を発揮できること	53
基本目標4 こどもがあらゆる場で、自分の意見を言えること	63
第5章 子ども・子育て支援事業計画	65
1 教育・保育提供区域の設定	66
2 人口推計	66
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	67
第6章 計画の推進体制	77
1 計画の推進に向けて	78
2 計画の評価・確認等	78
参考資料	79



【イラストについて】

表紙のイラストは、「子育てするなら阿波市」
キャッチフレーズスタンプコンテスト最優秀賞
受賞作品です。

第1章 計画について

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、こども・子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。平成15年(2003年)7月の「次世代育成支援対策推進法」制定、平成24年(2012年)8月の「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法成立をはじめ、こども・子育て支援に関する様々な取組が行われましたが、令和5年(2023年)の我が国における合計特殊出生率は1.2と、統計を取り始めて以降最も低い数値となりました。

女性の社会進出に伴って保育ニーズは多様化し、共働き家庭の増加による子育てと仕事の両立が難しくなるなど、子育てを取り巻く環境はより厳しくなっています。さらに、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、こどもの権利を脅かす問題も注目されています。

一方で、令和3年(2021年)12月には「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもの利益を最優先に考えた政策や取組を国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和5年(2023年)4月には、こども基本法の施行、こども家庭庁の創設、同年12月にはこども大綱が閣議決定し、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども基本法において、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう努めることが規定されています。

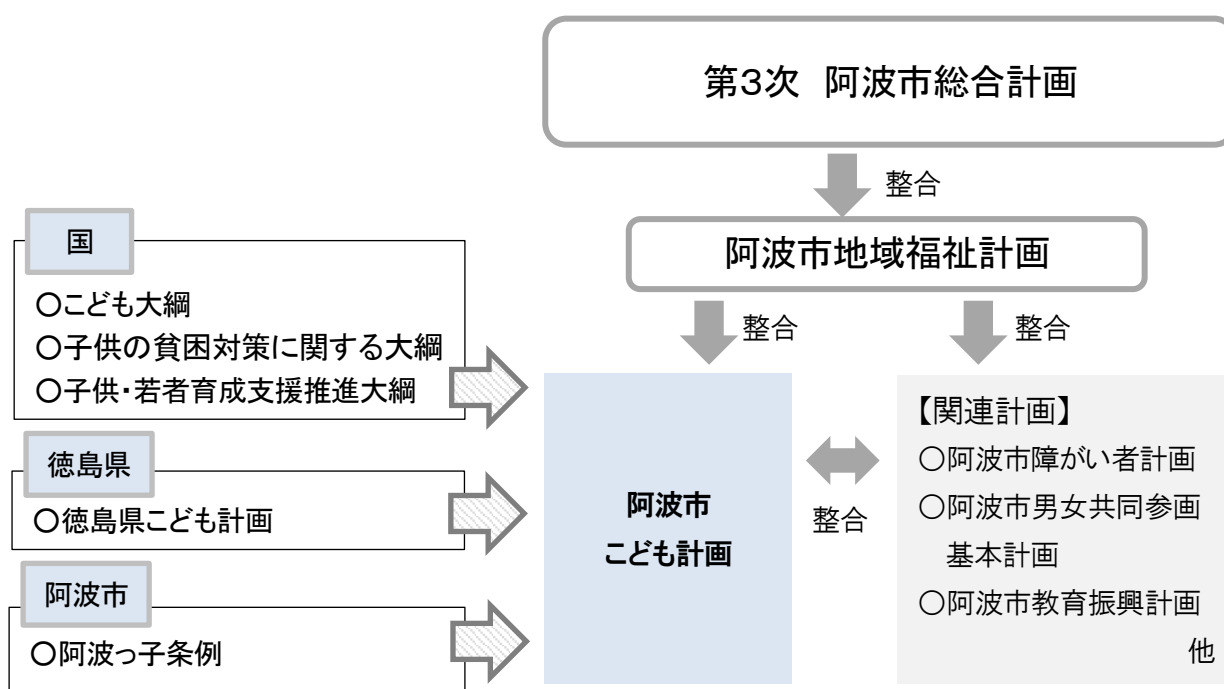
阿波市においても、平成27年(2015年)3月に「第1期阿波市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年(2020年)3月に「第2期阿波市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保し、各地域が一体となって「子育て」「子育て」の支援に取り組んできました。

令和6年度(2024年度)に第2期計画の計画期間が終了することから、令和7年度(2025年度)を始期とする「第3期阿波市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第3期計画」という。)の改訂を行うとともに、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者の健やかな成長を目指した「阿波市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「第3次阿波市総合計画」を最上位計画とし、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画です。加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」を内包した、こども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として策定するものです。「阿波っ子条例」をはじめ、「阿波市教育振興計画」や他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

◆他の計画との関連性



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5か年とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期阿波市子ども・子育て支援事業計画					阿波市こども計画				

4 阿波っ子条例

阿波市の宝であり、未来をつくる子どもたちが地域に愛着と誇りを持ち、心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、子どもの権利を尊重することを目的として、令和4年(2022年)4月に「阿波っ子条例」を施行しました。

市、保護者、地域住民、関係機関等の役割や責務を明確にし相互に連携することにより、阿波市全体でさらなる子育て支援の推進に取り組み、『阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり』を実現しようとするための条例です。

【阿波っ子条例（全文）】

令和4年3月2日

条例第5号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 子どもが大切にされること(第4条)

第3章 大人の役割(第5条—第9条)

第4章 市の責務等(第10条—第16条)

第5章 人権教育の推進(第17条)

附則

未来をつくる子どもたちは、ひとりひとりが阿波市の宝で、かけがえのない存在です。

私たち大人は、子どもたちが家族や友人、地域の深い愛情に包まれて育ち、夢をかなえ、社会の一員として、将来に向かって羽ばたいてほしいと願っています。

今後、社会がどのように変化しても、子どもたちが地域に愛着と誇りを持ち、心身ともに健やかに成長できるまちづくりを進めることが、私たちの責務です。

「子育てするなら阿波市」を合言葉に、子育て支援の更なる充実に阿波市全体で取り組み、「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」の実現に向けて、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援についての基本理念を定め、子どもが大切にされること並びに保護者、学校等、地域住民、地域団体及び事業者の役割並びに市の責務等の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と同等と認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 学校等 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、認定こども園、放課後児童クラブ、障害児支援施設その他これらに類する機関をいう。
- (4) 地域住民 市内に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、事業者及び地域団体に属する者をいう。
- (5) 地域団体 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体その他地域で活動する団体をいう。
- (6) 事業者 市内で事業を営む個人又は団体(地域団体を除く。)をいう。
- (7) 子どもの問題 児童虐待、いじめ、子どもの貧困その他子どもに関する問題をいう。

(基本理念)

第 3 条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 市は、「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」を掲げ、子どもの健やかな成長及び自立を図ること並びに児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を尊重すること。
- (2) 保護者、学校等、地域住民、地域団体、事業者及び市は、共働で子ども・子育て支援に取り組むこと。
- (3) 市は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生きる力を養い、健やかに元気で成長することができる環境の整備に取り組むこと。

第 2 章 子どもが大切にされること

(子どもの権利)

第 4 条 子どもは、その年齢や成長に応じて、次に掲げる事項について大切にされるものとする。

- (1) 安心安全に笑顔で生きること。
- (2) 遊んだり、学んだり、元気いっぱい生きること。
- (3) 夢に向かって、自分の持っている力を発揮することができること。
- (4) 家庭や学校等、地域等のあらゆる場で、自分の意見を言うことができること。

第 3 章 大人の役割

(保護者の役割)

第 5 条 保護者は、自らが子育てにおいて最も重要な責任を担うことを自覚し、子どもの健やかで豊かな人間性を育むよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもが自らを大切にすることをもち、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、愛情を持って育てよう努めるものとする。

3 保護者は、子どもと地域との関わりが子どもの健やかな成長に資することに鑑み、子どもが地域と関わる機会を提供するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第 6 条 学校等は、子どもの健やかな成長のため、その発達及び年齢に応じた学びの場としての環境を整え、教育の充実に努めなければならない。

2 学校等は、学校等相互に、並びに保護者、地域住民、地域団体及び事業者と協力し、子どもが生きる力を身に付けることができるような教育環境づくりに努めなければならない。

3 学校等は、子どもの問題の未然防止、早期の発見及び対応に努めなければならない。

(地域住民の役割)

第7条 地域住民は、子ども・子育て支援への理解を深め、子どもを見守り、子育て家庭の支援に努めるものとする。

2 地域住民は、自らの言動が子どもに与える影響の大きさを自覚し、子どもの模範となるよう努めるものとする。

3 地域住民は、子どもの問題に関心を持ち、その予防に努めるものとする。

4 地域住民は、特別な支援が必要な子どもへの理解を深めるよう努めるものとする。

5 地域住民は、学校等、地域団体、事業者及び市が行う子ども・子育て支援についての取組に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第8条 地域団体は、保護者から子ども又は子育てについての相談があったときは、その相談に応じ、助言、関係機関の情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 地域団体は、地域住民が自主的に行う子ども・子育て支援のための取組に協力するよう努めるものとする。

3 地域団体は、子どもが豊かな心、生きる力及び社会性を養うための体験活動及び知識習得等の機会を提供するよう努めるものとする。

4 地域団体は、子ども・子育て支援において相互に連携するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、子育てにおける保護者の役割を理解し、仕事と子育てとを両立することができるよう、育児休暇取得等労働環境の整備に努めるものとする。

第4章 市の責務等

(計画の推進)

第10条 市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に基づき策定した「阿波市子ども・子育て支援事業計画」の子育て支援を総合的に推進しなければならない。

(連携体制の構築)

第11条 市は、子どもの権利、安全及び健やかな成長が守られるよう、学校等その他子ども・子育てに関わる機関に係る連携体制の構築に努めなければならない。

(機会等の提供)

第12条 市は、子どもの体験活動及び知識習得等の機会の提供に努めなければならない。

2 市は、子どもの居場所の提供に努めなければならない。

3 市は、保護者に対し、子育てに関する知識習得の機会及び子育てに関する情報の提供に努めなければならない。

4 市は、保護者同士の交流の機会の提供に努めなければならない。

5 市は、子どもの問題及び子育てに関する相談の機会の提供に努めなければならない。

(施設の充実等)

第 13 条 市は、子どもが利用する施設の充実及び子ども・子育て支援に関する人材育成に努めなければならない。

(安全対策)

第 14 条 市は、関係機関と協力して犯罪、交通事故その他子どもの安全を阻害することについての対策を講ずるよう努めなければならない。

(啓発)

第 15 条 市は、子どもが保護者と豊かな家庭生活を送ることができるよう、保護者、学校等、地域住民、地域団体及び事業者の役割について啓発に努めなければならない。

(児童虐待への対応)

第 16 条 市は、児童虐待の発生予防、早期の発見及び対応のために、支援体制の充実に向けた取組を推進しなければならない。

2 市は、学校等、地域住民、地域団体及び事業者その他関係機関から提供された児童虐待の情報に適切に対応するものとする。

3 市は、虐待を受けた子どもに適切な支援を行うよう努めなければならない。

第 5 章 人権教育の推進

(人権教育)

第 17 条 市は、子どもの人権を尊重する心を育むため、幼児期からの継続した人権教育を推進しなければならない。

2 学校等は、子どもの人権感覚を養い、人権意識を高揚させるため、その発達及び年齢に応じた人権教育に取り組まなければならない。

3 学校等は、人権教育に関する教職員の研修に取り組まなければならない。

4 地域住民は、子どもの人権を尊重する心を育むため、子どもの模範となるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

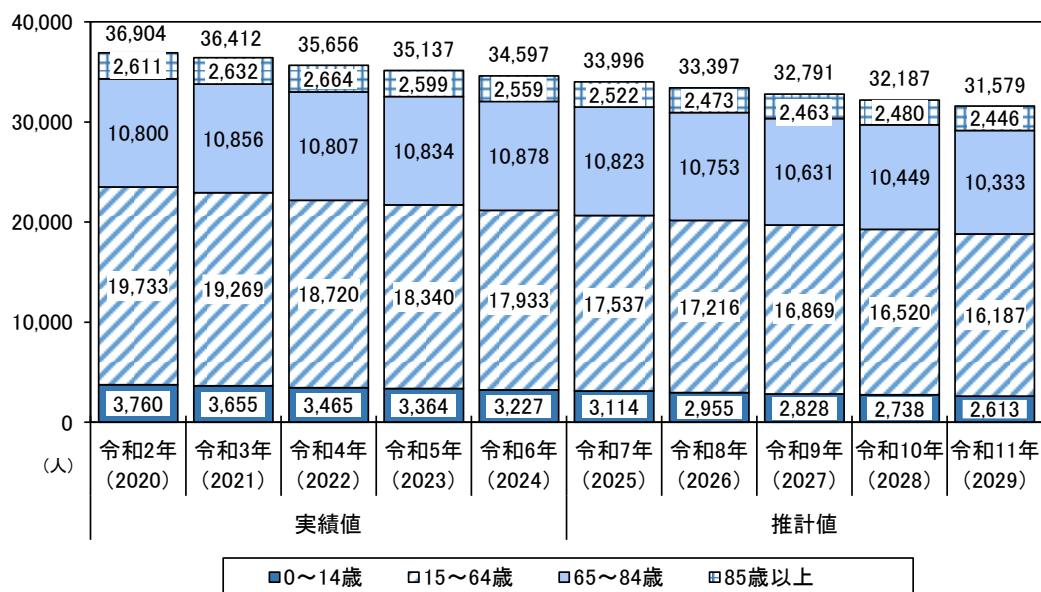
1 統計からみる本市の状況

(1) 人口の状況

①人口の推移と推計人口

本市の総人口は令和2年(2020年)の36,904人から令和6年(2024年)にかけて2,307人減少しており、今後、令和11年(2029年)には31,579人まで減少していく見込みとなっています。

【人口の推移と推計人口】



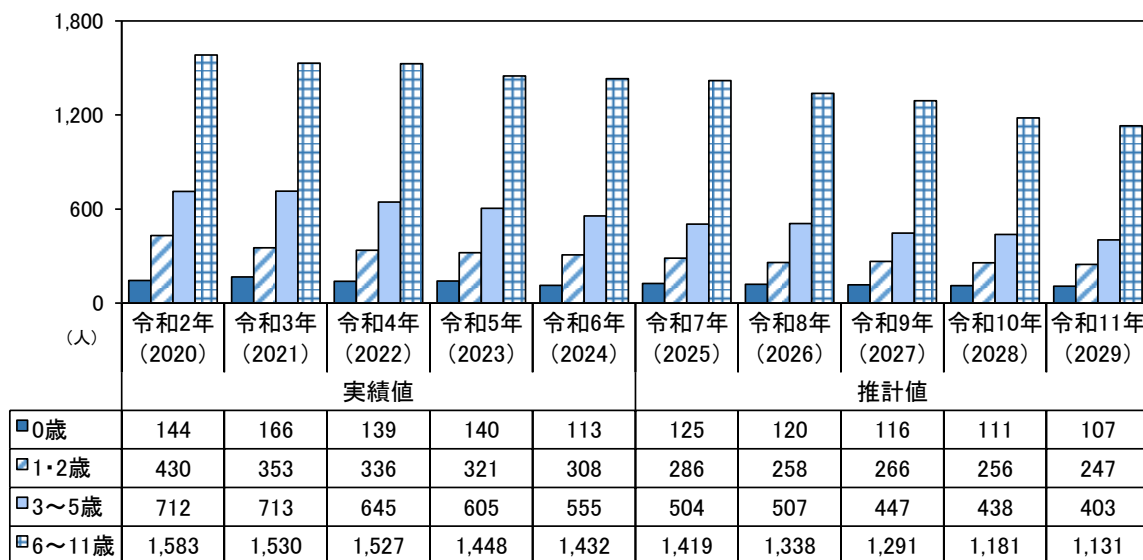
資料:住民基本台帳 各年4月1日時点

推計値はコーホート変化率法による推計

②こどもの人口推移・推計

総人口と同様に、こどもの人口も減少傾向が続くと見込まれ、令和10年(2028年)には0～11歳の人口が2000人を下回ると見込まれています。

【こどもの人口推移・推計】



単位:人

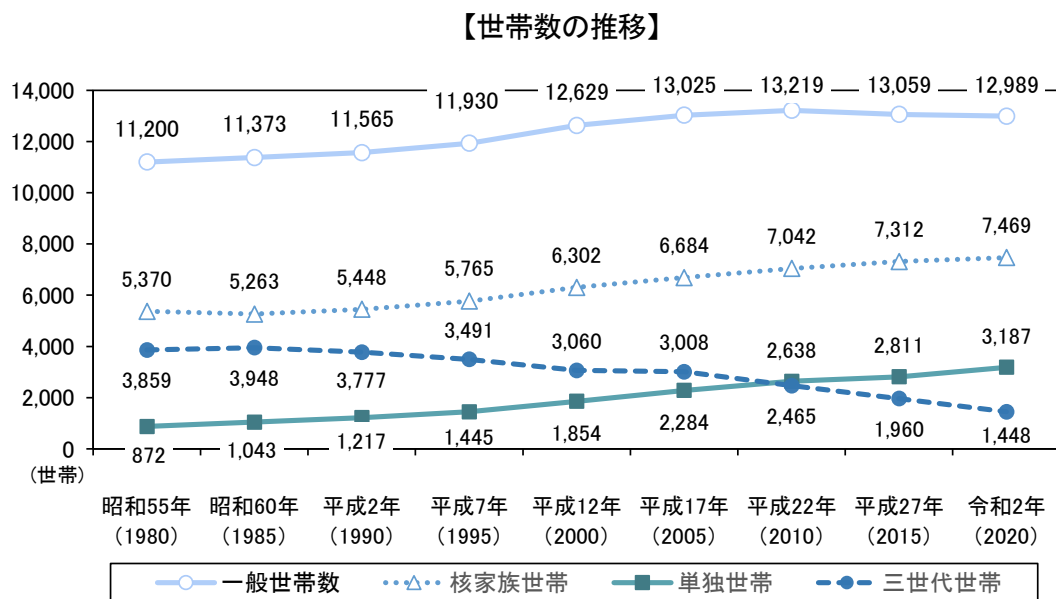
	実績値					推計値				
	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0～11歳	2,869	2,762	2,647	2,514	2,408	2,334	2,223	2,120	1,986	1,888
0歳	144	166	139	140	113	125	120	116	111	107
1歳	193	159	174	142	160	121	134	128	124	119
2歳	237	194	162	179	148	165	124	138	132	128
3歳	220	238	196	168	186	151	169	127	141	135
4歳	256	216	234	202	166	186	151	169	127	141
5歳	236	259	215	235	203	167	187	151	170	127
0～5歳	1,286	1,232	1,120	1,066	976	915	885	829	805	757
6歳	248	241	258	220	240	206	169	189	153	172
7歳	219	248	238	257	222	239	205	168	188	153
8歳	260	221	249	238	263	223	240	206	169	189
9歳	304	259	224	251	237	264	224	241	207	170
10歳	255	302	259	221	250	236	263	223	240	206
11歳	297	259	299	261	220	251	237	264	224	241
6～11歳	1,583	1,530	1,527	1,448	1,432	1,419	1,338	1,291	1,181	1,131

資料:住民基本台帳 各年4月1日時点
推計値はコーホート変化率法による推計

(2) 世帯数・世帯類型

①世帯数の推移

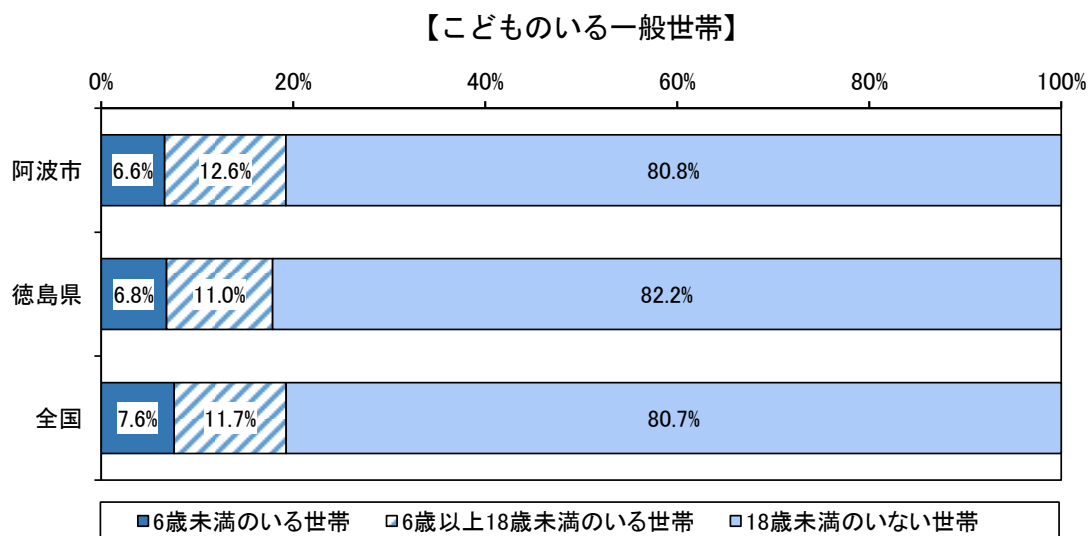
本市の一般世帯数は平成22年(2010年)まで増加傾向にありましたが、平成27年(2015年)以降は緩やかに減少しており、令和2年(2020年)には12,989世帯となっています。単独世帯が増加している一方で、三世帯世帯は減少が続いています。



出典: 国勢調査

②こどものいる一般世帯

令和2年(2020年)の本市の一般世帯12,989世帯のうち、6歳未満児のいる世帯は857世帯(6.6%)、6歳以上18歳未満の児童のいる世帯は1,642世帯(12.6%)となっており、全国平均・県平均並みとなっています。

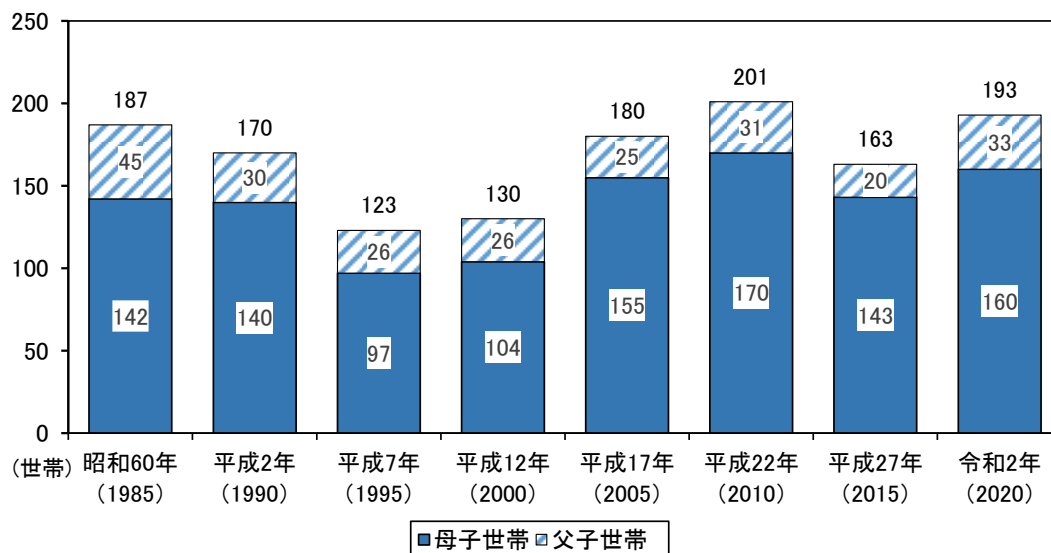


出典: 国勢調査

③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(母子世帯・父子世帯)は、昭和60年(1985年)からこれまで増減を繰り返し、令和2年(2020年)では193世帯となっています。

【ひとり親世帯数の推移】

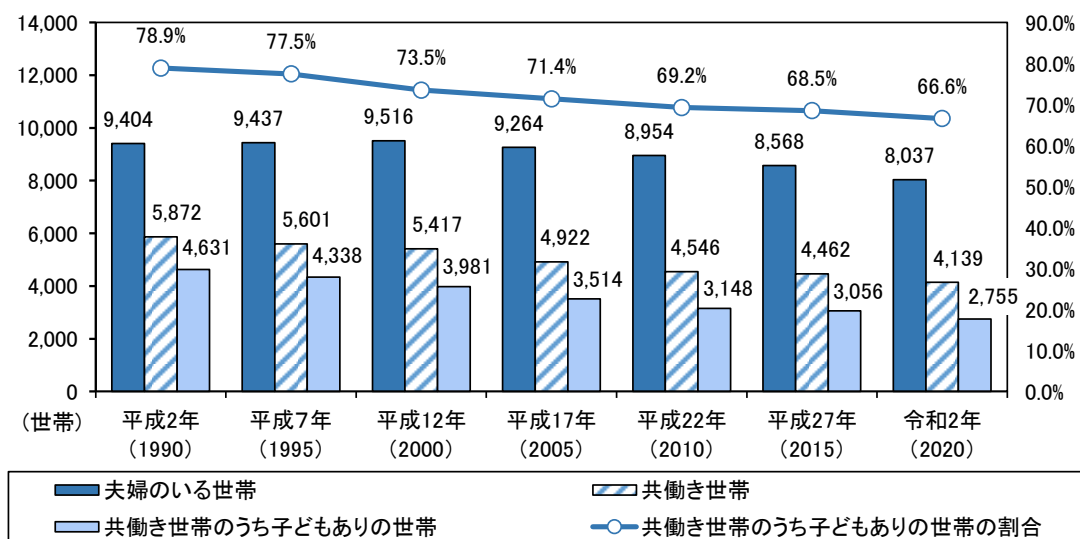


出典:国勢調査

④共働き世帯数の推移

共働き世帯数の推移をみると、平成2年(1990年)以降緩やかに減少を続け、令和2年(2020年)は4,139世帯となっています。共働き世帯のうちこどものいる世帯の割合も減少傾向となっており、令和2年(2020年)では2,755世帯(66.6%)となっています。

【共働き世帯数の推移】



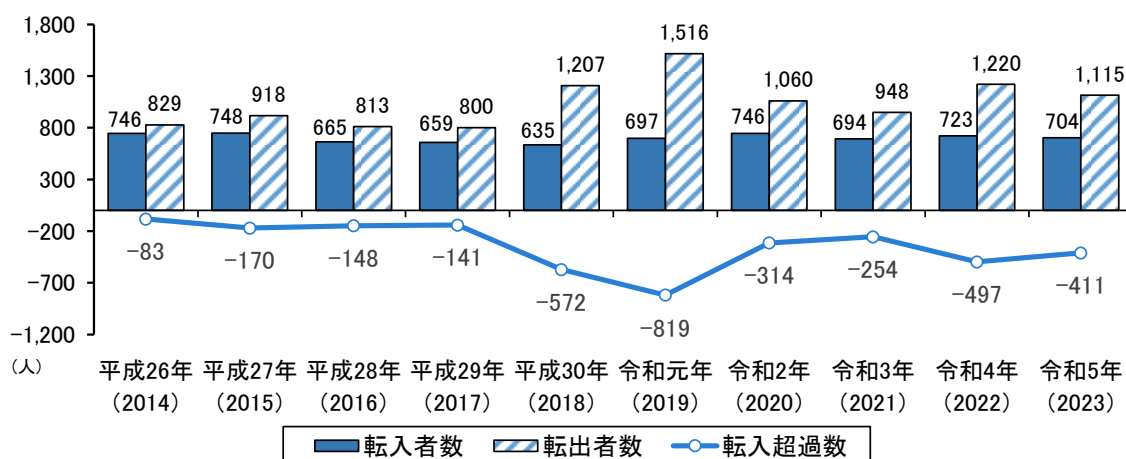
資料:国勢調査

(3) 人口動態

①社会動態の推移

本市の転入者数は平成26年(2014年)以降700人程度を前後している反面、転出者数が平成30年(2018年)から令和元年(2019年)にかけて大幅に増加しており、それに伴い、転入から転出を差し引いた転出超過数はマイナス819まで落ち込みましたが、以降転出者数が減少傾向にあり、令和5年(2023年)にはマイナス411となっています。

【社会動態の推移】



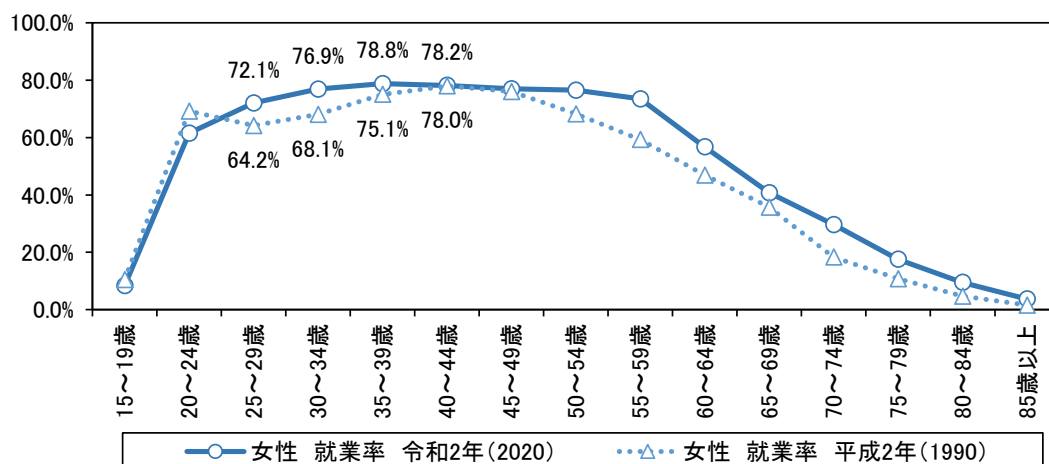
出典:住民基本台帳人口移動報告

(4) 就労状況

①女性の就業率

女性の就業率(15歳以上の人口に対する就業者の割合)をみると平成2年(1990年)時点では25～34歳の区分において(結婚や出産などを理由に)就業率が低下する状況となっていました。令和2年(2020年)では、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線の傾向は見られなくなり、ほぼすべての年齢区分において働く女性の割合が増えています。

【女性の就業率：令和2年と平成2年の比較】

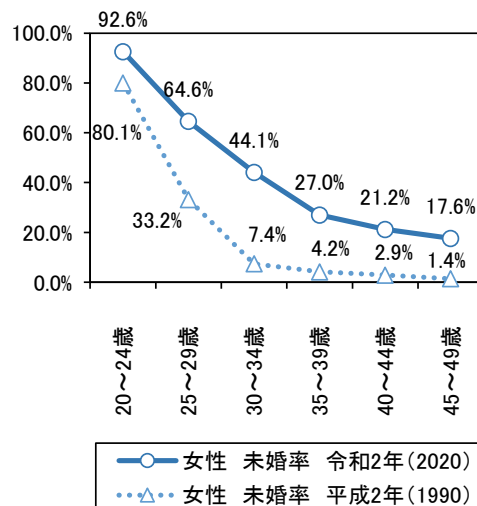
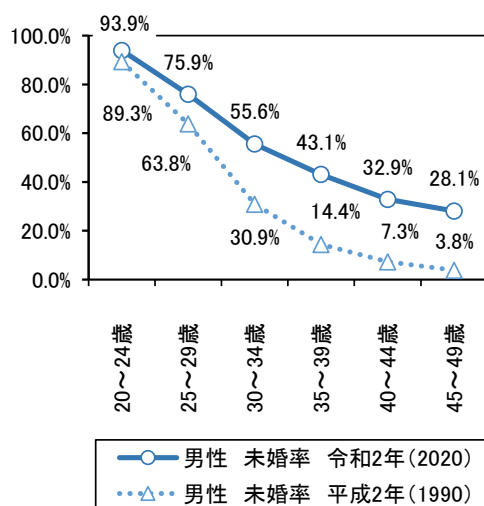


資料:国勢調査

②性年齢区分別の未婚率の推移

性年齢区分別の未婚率について、平成2年(1990年)と令和2年(2020年)を比較すると、いずれの区分においても未婚率が増加しており、特に男性の方が女性と比べて未婚率が高くなっています。

【性年齢区分別の未婚率の推移：令和2年と平成2年の比較】



出典:国勢調査

2 「阿波市こども計画」に関するニーズ調査結果からみえる現状

(1) 保護者調査概要

①調査目的

本調査は、「阿波市こども計画」の策定にあたって、本市における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況、希望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の実施について

	就学前児童の保護者	小学生の保護者
調査対象	令和6年1月1日現在、市内に在住する就学前児童(0～5歳)の保護者	令和6年1月1日現在、市内に在住する小学1年生から6年生の保護者
調査方法	・市内の施設利用者 施設を通して配布・回収 一部郵送回収 ・在宅児等 郵送による配布・回収	・市内の小学校に通学する児童 小学校を通して配布・回収 一部郵送回収 ・市外の小学校等に通学する児童 郵送による配布・回収
調査期間	令和6年3月4日～令和6年3月17日	

③配布件数

	就学前児童の保護者	小学生の保護者
配布件数	784 件	1,116 件

④有効回答件数及び有効回答率

	就学前児童の保護者	小学生の保護者
回収件数	544 件	783 件
有効回答件数	544 件	783 件
有効回答率	69.4%	70.2%

(2) 小学5～6年生、中学2年生、若者世代調査概要

①調査目的

本調査は、「阿波市こども計画」を策定するにあたり、今後の教育や子育て支援施策を充実させ、「子育て」「子育て」を各地域が一体となって支援するために、こども・若者世代の現状やニーズの把握を目的に実施しました。

②調査の実施について

	小学5～6年生調査	中学2年生調査	若者世代調査
調査対象	令和6年1月1日現在、市内の小学校に通学する小学5～6年生	令和6年1月1日現在、市内の中学校に通学する中学2年生	令和6年1月1日現在、市内に在住する高校生世代から 39 歳までの方から無作為抽出
調査方法	小学校を通して配布・回収 一部郵送回収	中学校を通して配布・回収 一部郵送回収	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年3月4日～令和6年3月 17 日		

③配布件数

	小学5～6年生調査	中学2年生調査	若者世代調査
配布件数	474 件	235 件	700 件

④有効回答件数及び有効回答率

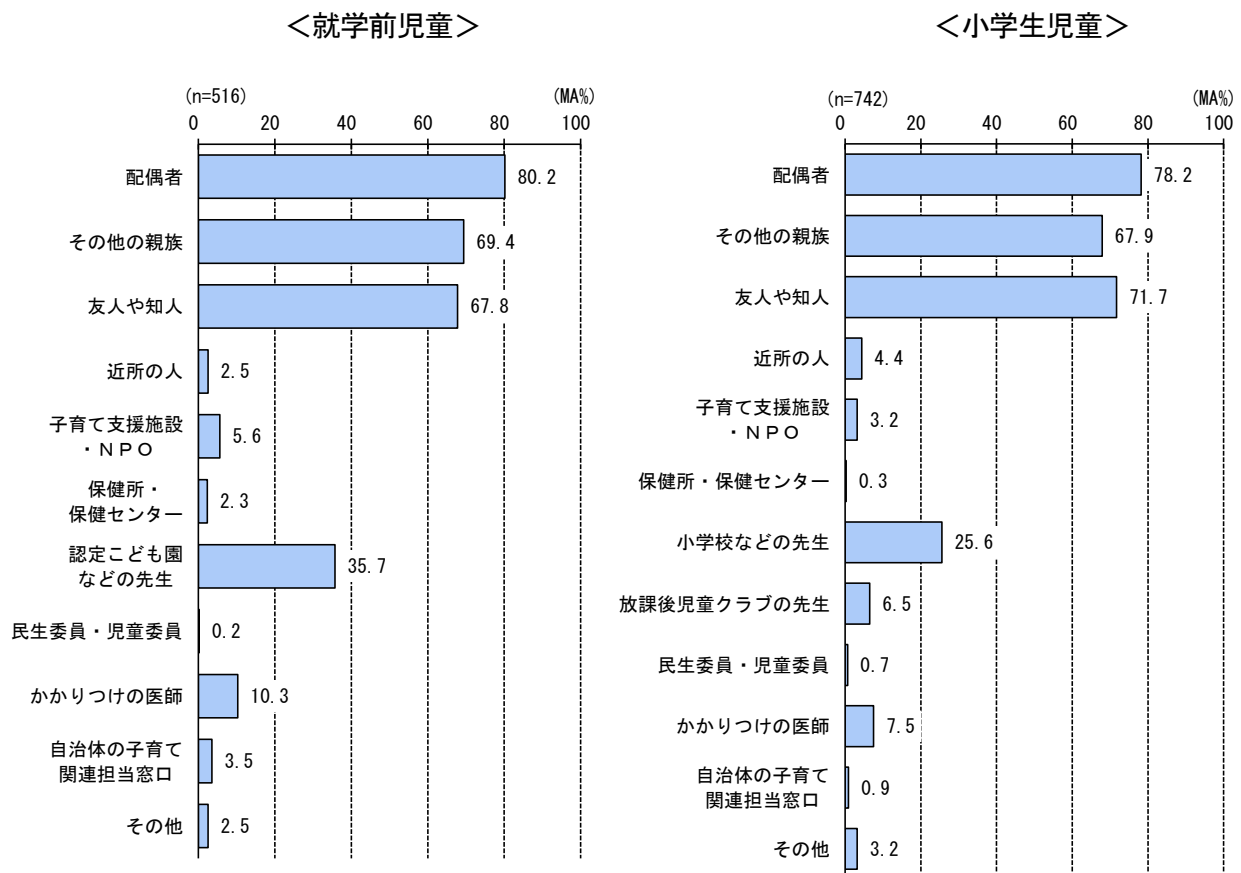
	小学5～6年生調査	中学2年生調査	若者世代調査
回収件数	431 件	223 件	190 件
有効回答件数	425 件	220 件	190 件
有効回答率	89.7%	93.6%	27.1%

3 調査結果（保護者調査）

（１）こどもの育ちをめぐる環境について

- 子育てに関する相談先は、就学前児童では「配偶者」が80.2%で最も多く、次いで「その他の親族」が69.4%、「友人や知人」が67.8%となっています。
- 小学生児童では、「配偶者」が78.2%で最も多く、次いで「友人や知人」が71.7%、「その他の親族」が67.9%となっています。

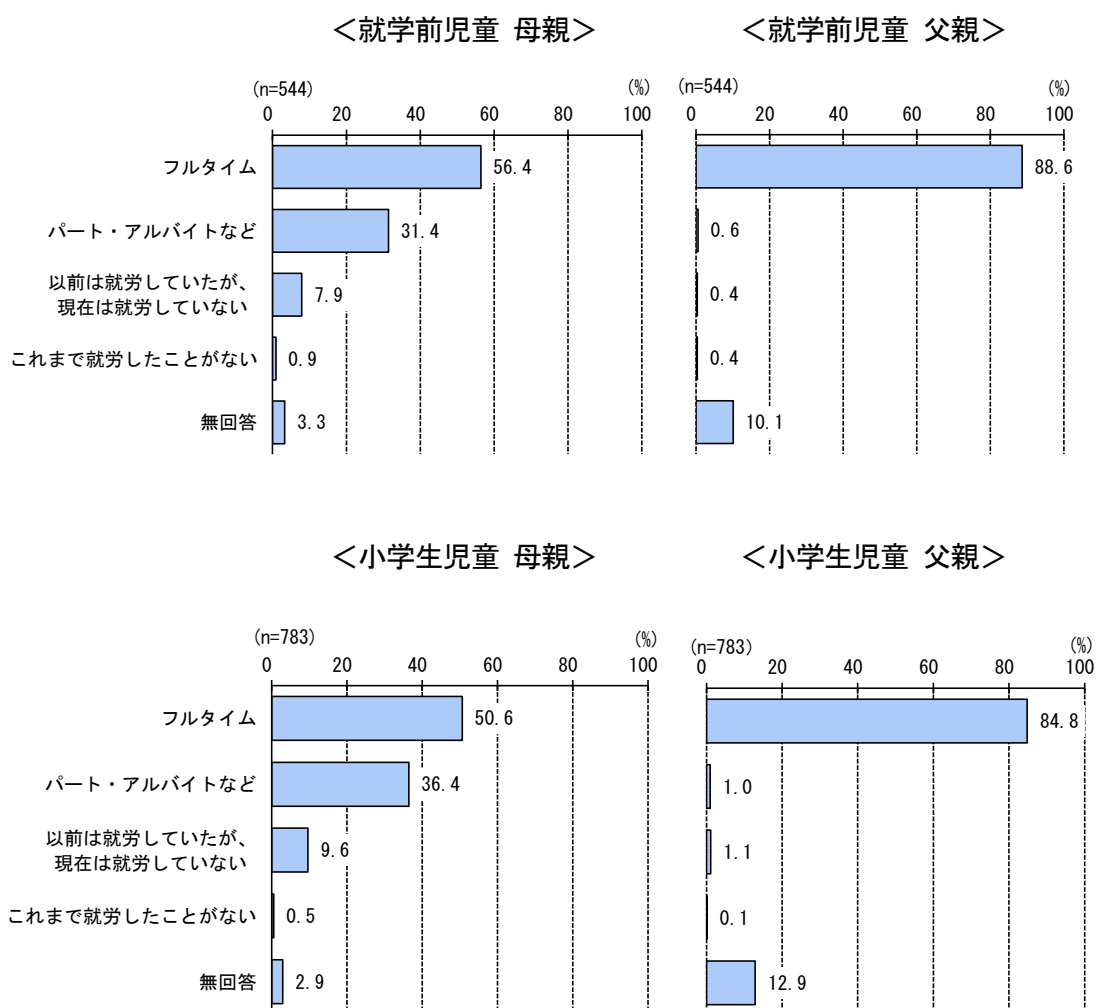
【子育てに関する相談先(MA)】



(2) 保護者の就労状況について

- 就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が56.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が31.4%、「以前は就労していたが現在は就労していない」が7.9%となっています。父親の就労状況は、「フルタイム」が88.6%で多数を占めています。
- 小学生児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が50.6%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなど」が36.4%、「以前は就労していたが現在は就労していない」が9.6%となっています。父親の就労状況は、「フルタイム」が84.8%で多数を占めています。

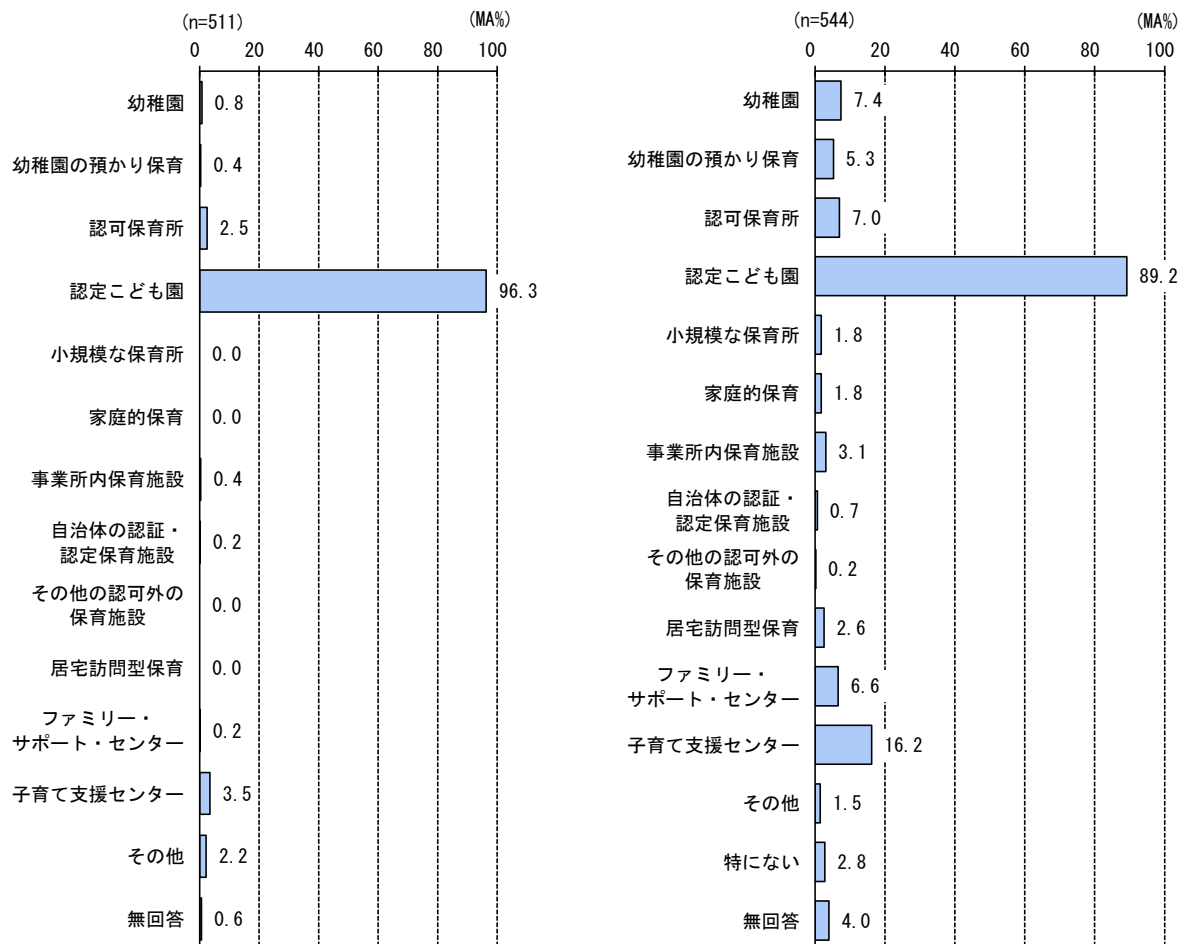
【保護者の就労状況】



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前児童）

- 平日に定期的に利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が96.3%と大多数を占めています。
- 平日の教育・保育事業として、定期的にご利用したい事業は、「認定こども園」が89.2%で多数を占めています。次いで「子育て支援センター」が16.2%、「幼稚園」が7.4%となっています。

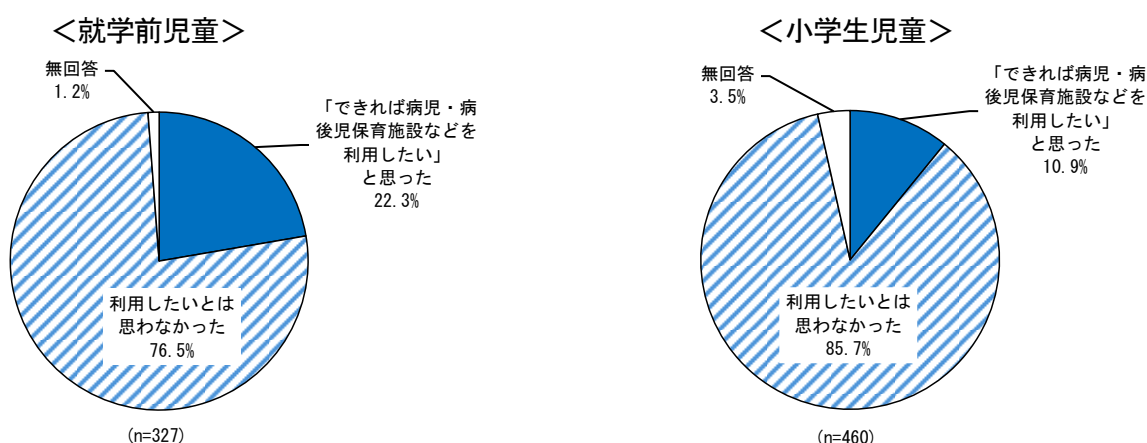
【利用している平日の定期的な教育・保育事業】【利用したい平日の定期的な教育・保育事業】



(4) 病気の際の対応について

- 病児・病後児保育施設等の利用希望は、就学前児童では『できれば病児・病後児保育施設などを利用したい』と思った」が 22.3%、「利用したいとは思わなかった」が 76.5%となっています。
- 小学生児童では、『できれば病児・病後児保育施設などを利用したい』と思った」が 10.9%、「利用したいとは思わなかった」が 85.7%となっています。

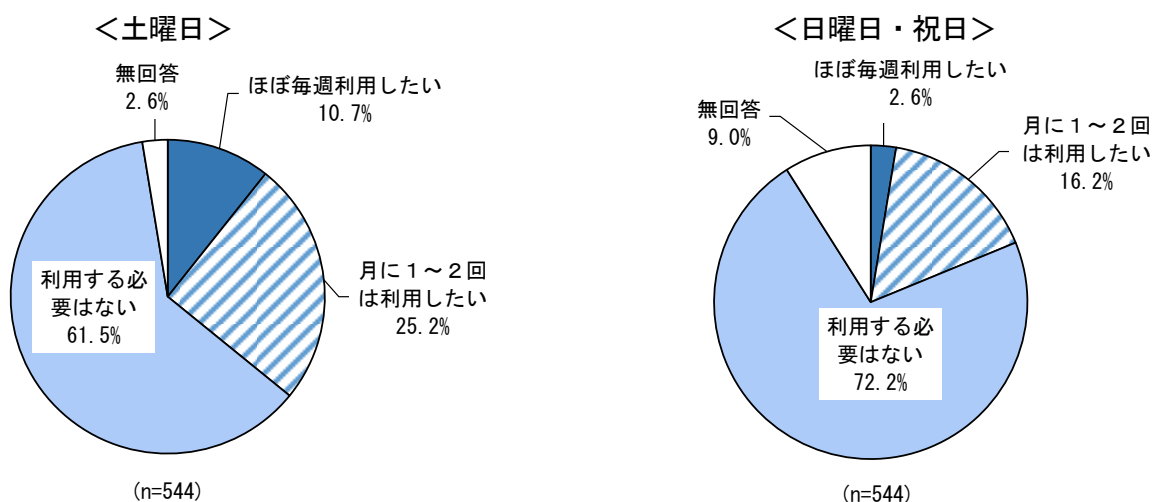
【病児・病後児保育施設等の利用希望】



(5) 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について (就学前児童)

- 定期的な教育・保育事業の利用希望は、土曜日では「利用する必要はない」が 61.5%と約 6 割を占め最も多く、次いで「月に 1～2 回は利用したい」が 25.2%、「ほぼ毎週利用したい」が 10.7%となっています。
- 日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 72.2%と約 7 割を占め最も多く、次いで「月に 1～2 回は利用したい」が 16.2%、「ほぼ毎週利用したい」が 2.6%となっています。

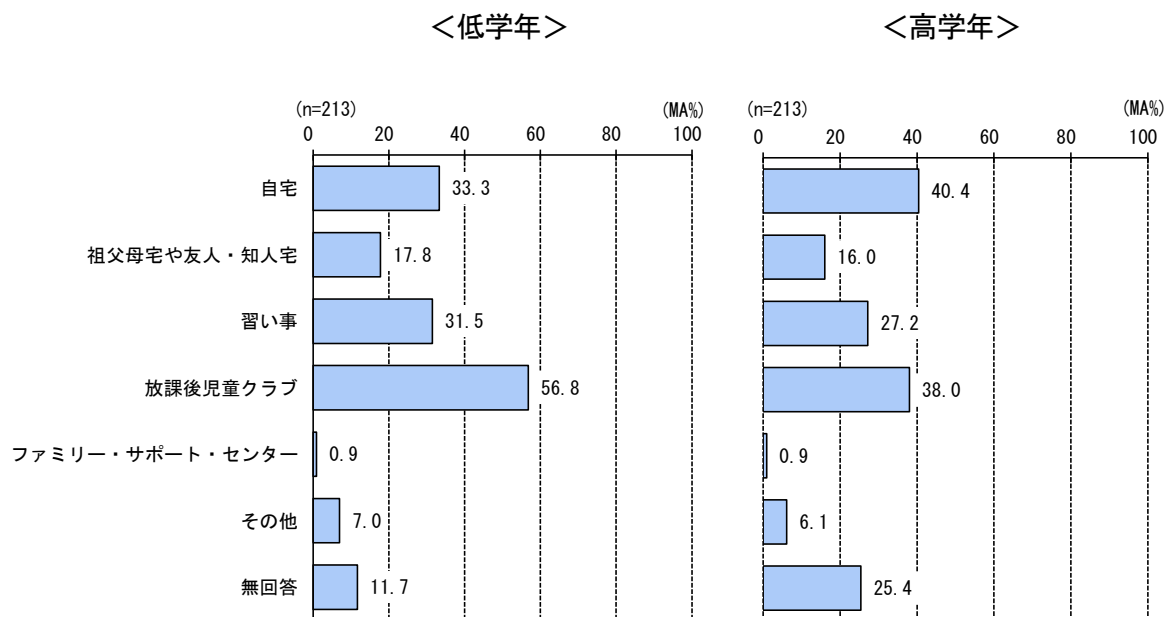
【土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望】



(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方について（こどもが5歳以上の方のみ）

- 小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」が56.8%で最も多く、次いで「自宅」が33.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が31.5%となっています。
- 高学年では、「自宅」が40.4%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が38.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が27.2%となっています。

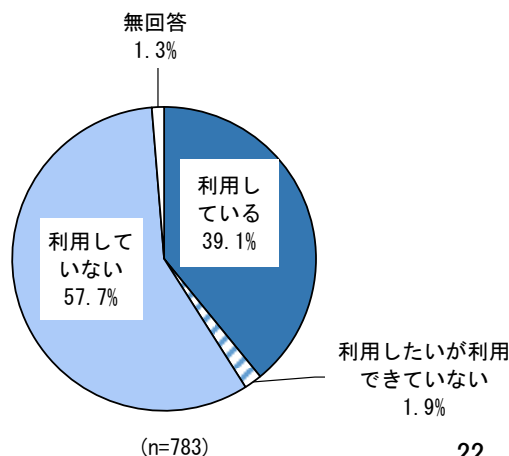
【小学校就学後の放課後の過ごし方(MA)】



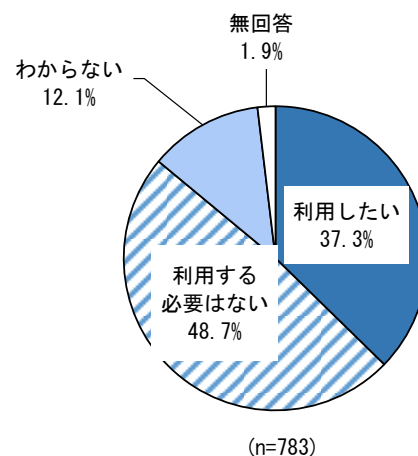
(7) 放課後の過ごし方について（小学生児童）

- 放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が39.1%、「利用したいが利用できていない」が1.9%、「利用していない」が57.7%となっています。
- 放課後児童クラブの利用希望は、「利用したい」が37.3%、「利用する必要はない」が48.7%、「わからない」が12.1%となっています。

【放課後児童クラブの利用状況】



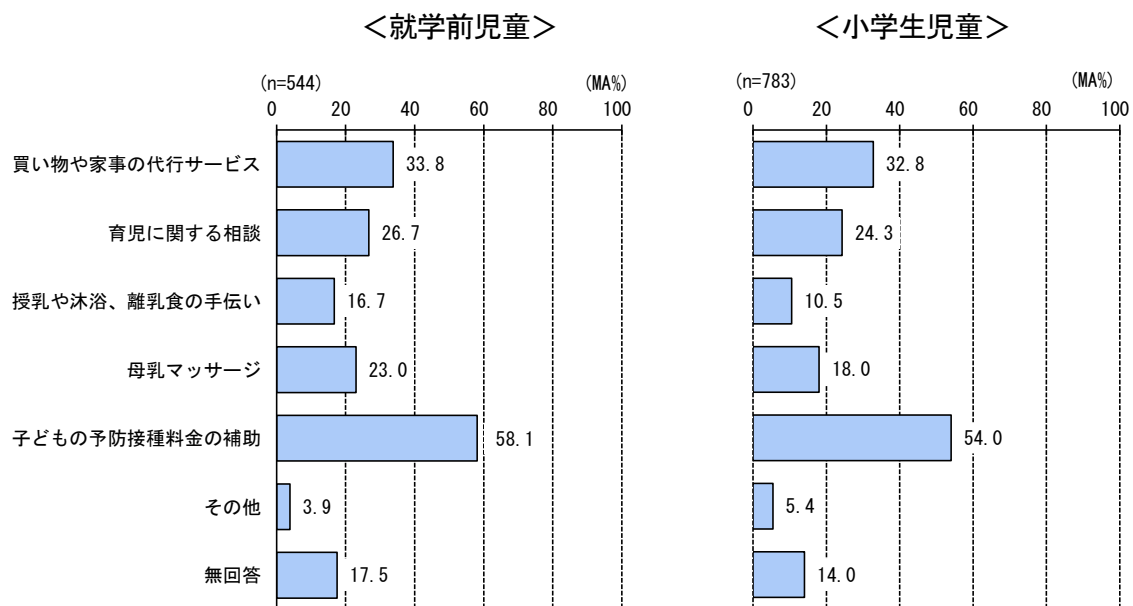
【放課後児童クラブの利用希望】



(8) 子育て支援について

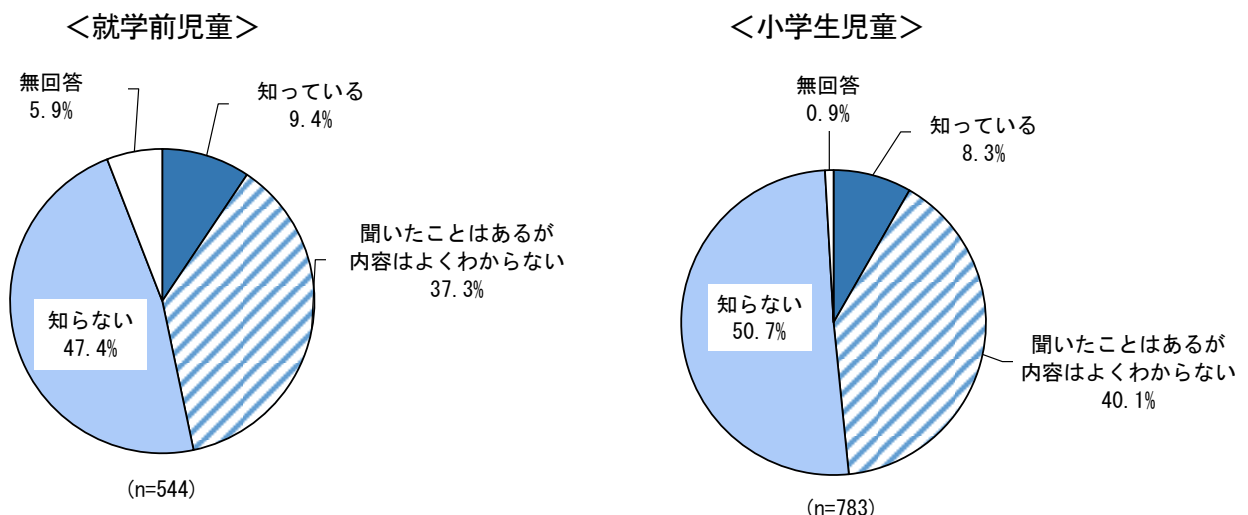
- 妊娠中・在宅での育児中に求めるサービスは、就学前児童では「子どもの予防接種料金の補助」が 58.1%で最も多く、次いで「買い物や家事の代行サービス」が 33.8%、「育児に関する相談」が 26.7%となっています。
- 小学生児童では、「子どもの予防接種料金の補助」が 54.0%で最も多く、次いで「買い物や家事の代行サービス」が 32.8%、「育児に関する相談」が 24.3%となっています。

【妊娠中・在宅での育児中に求めるサービス (MA)】



- 「阿波っ子条例」の認知状況は、就学前児童では「知らない」が 47.4%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 37.3%、「知っている」が 9.4%となっています。
- 小学生児童では、「知らない」が 50.7%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 40.1%、「知っている」が 8.3%となっています。

【「阿波っ子条例」の認知状況】

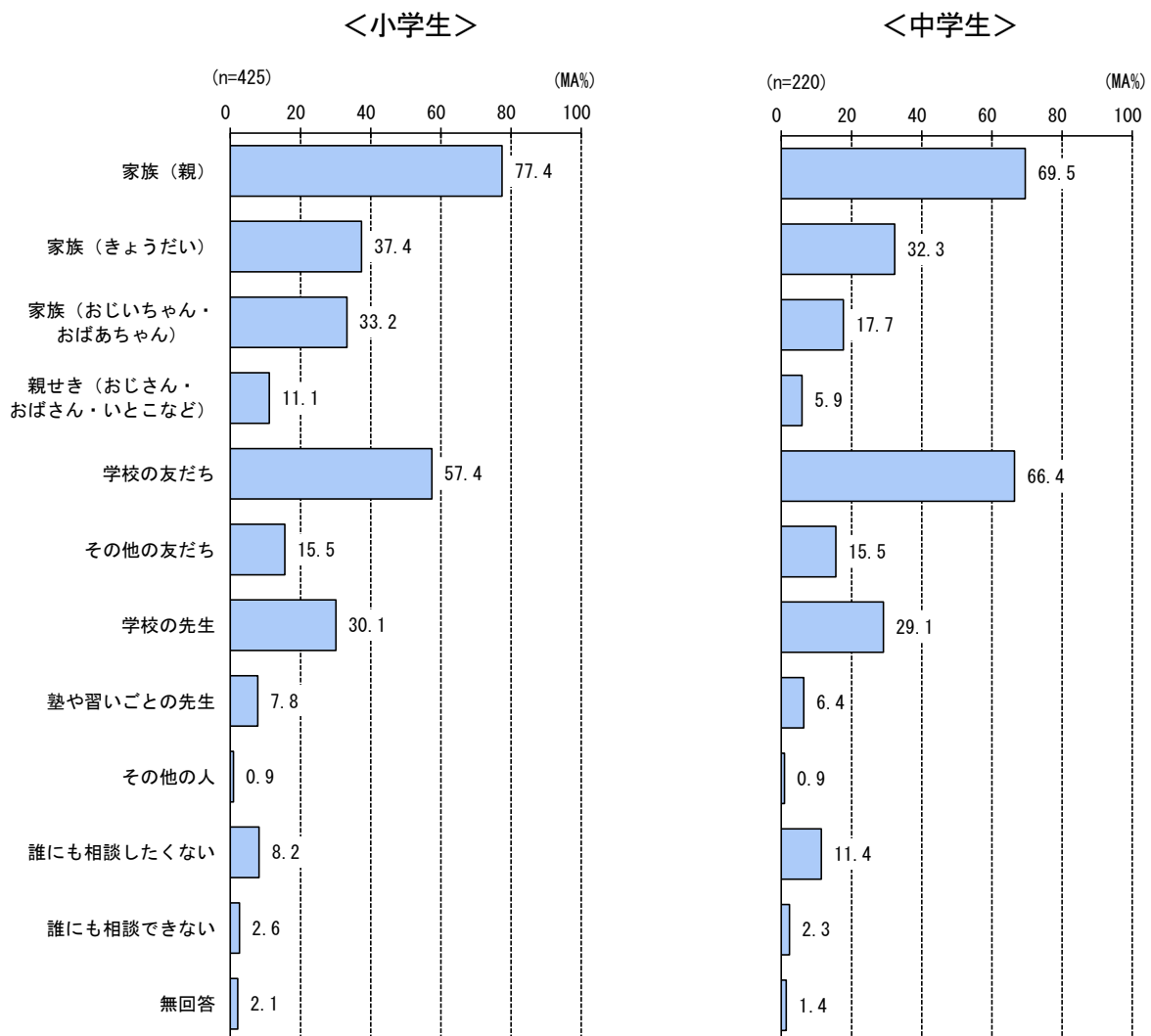


4 調査結果（小学5～6年生、中学2年生、若者世代調査）

（1）悩みの相談相手について

- 悩みの相談相手について、小学生では「家族（親）」が77.4%で最も多く、次いで「学校の友だち」が57.4%、「家族（きょうだい）」が37.4%となっています。
- 中学生では、「家族（親）」が69.5%で最も多く、次いで「学校の友だち」が66.4%、「家族（きょうだい）」が32.3%となっています。

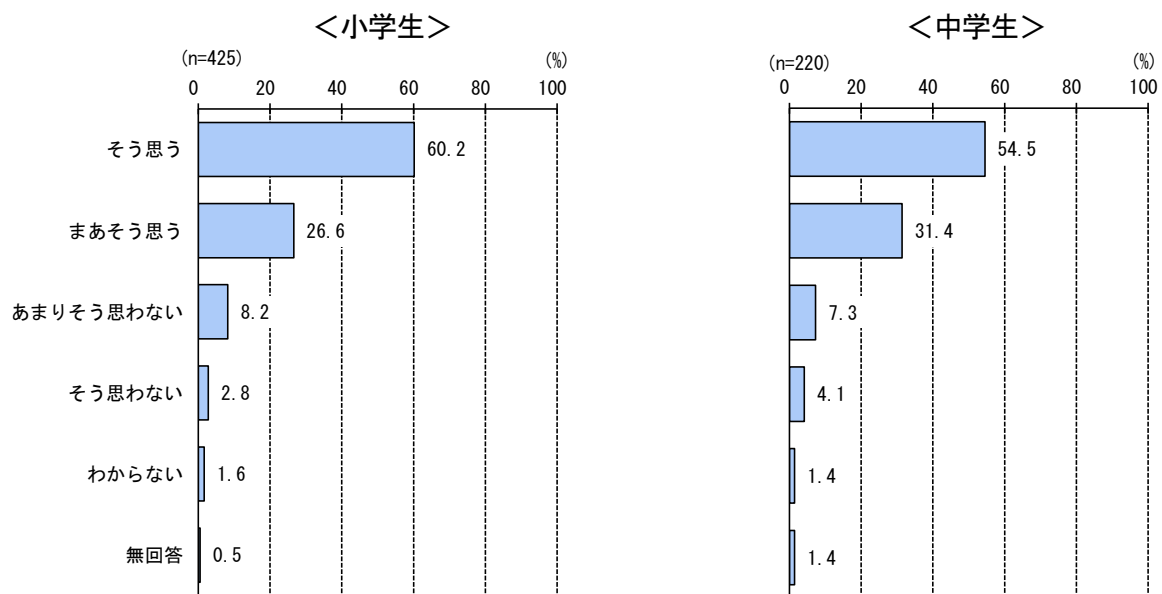
【悩みの相談相手(MA)】



(2) ふだん考えていることについて

- 「努力すれば、できるようになると思うか」について、小学生では「そう思う」が60.2%で最も多く、次いで「まあそう思う」が26.6%、「あまりそう思わない」が8.2%となっています。
- 中学生では、「そう思う」が54.5%で最も多く、次いで「まあそう思う」が31.4%、「あまりそう思わない」が7.3%となっています。

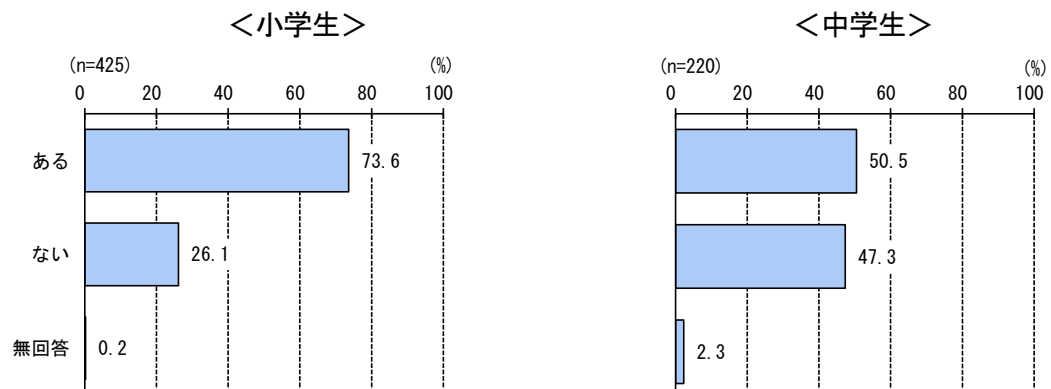
【努力すれば、できるようになると思うか】



(3) 将来のことについて

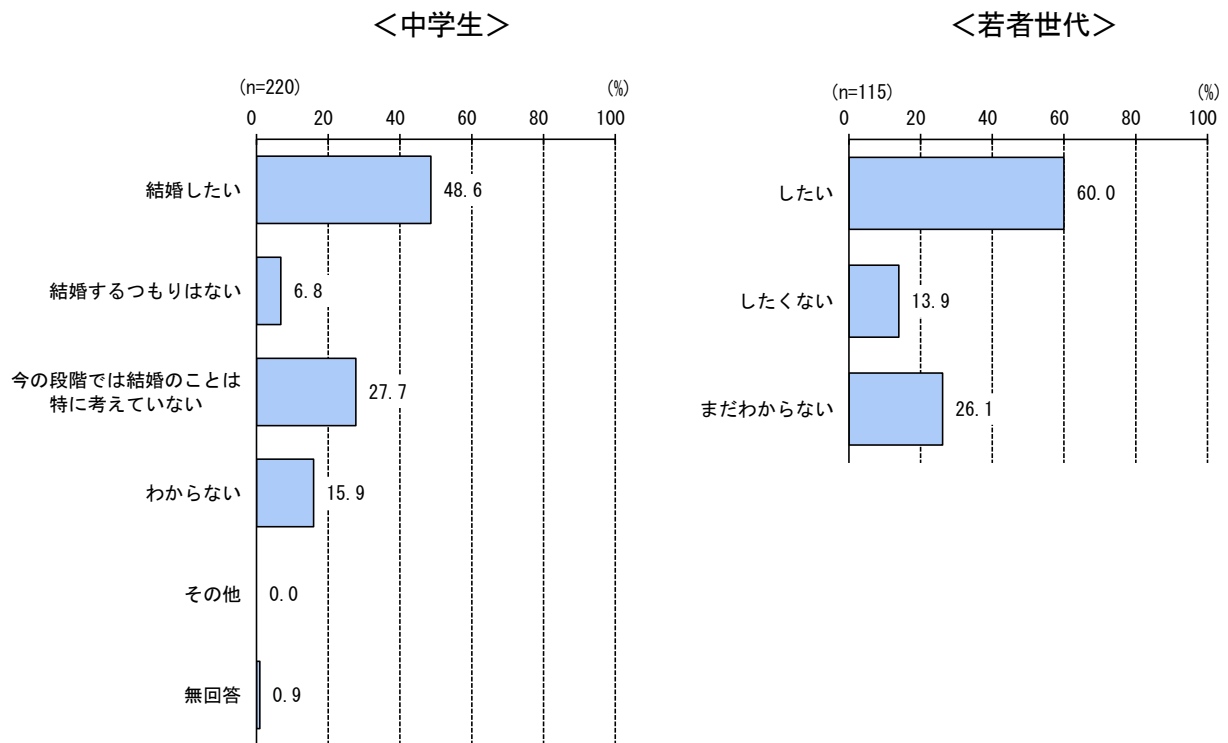
- 将来の夢や、なりたい職業について、小学生では「ある」が73.6%、「ない」が26.1%となっています。
- 中学生では、「ある」が50.5%、「ない」が47.3%となっています。

【将来の夢や、なりたい職業】



- 将来の結婚観について、中学生では「結婚したい」が48.6%で最も多く、次いで「今の段階では結婚のことは特に考えていない」が27.7%、「わからない」が15.9%となっています。
- 若者世代では、「したい」が60.0%で最も多く、次いで「まだわからない」が26.1%、「したくない」が13.9%となっています。

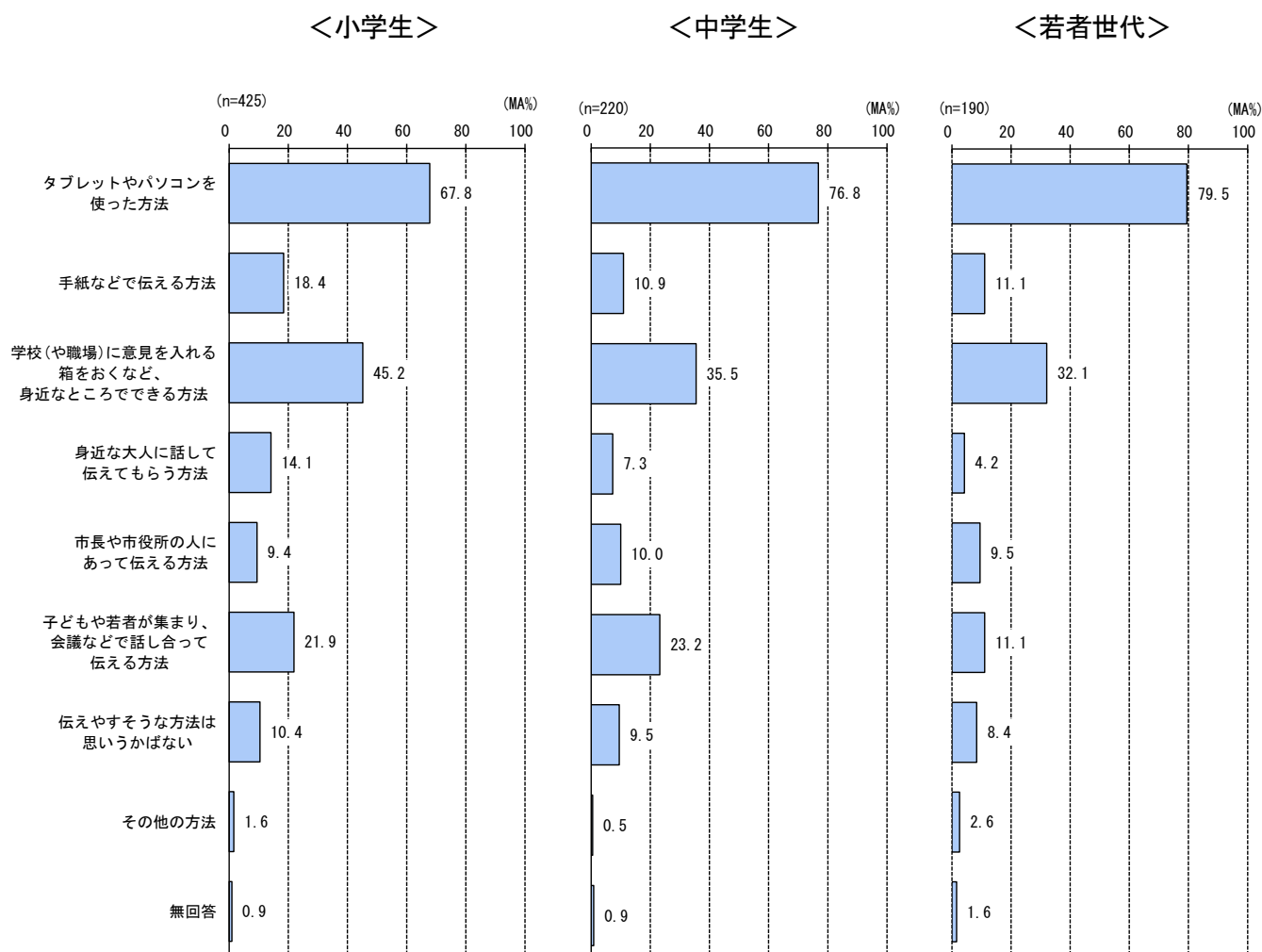
【結婚の希望】



(4) 阿波市のことについて

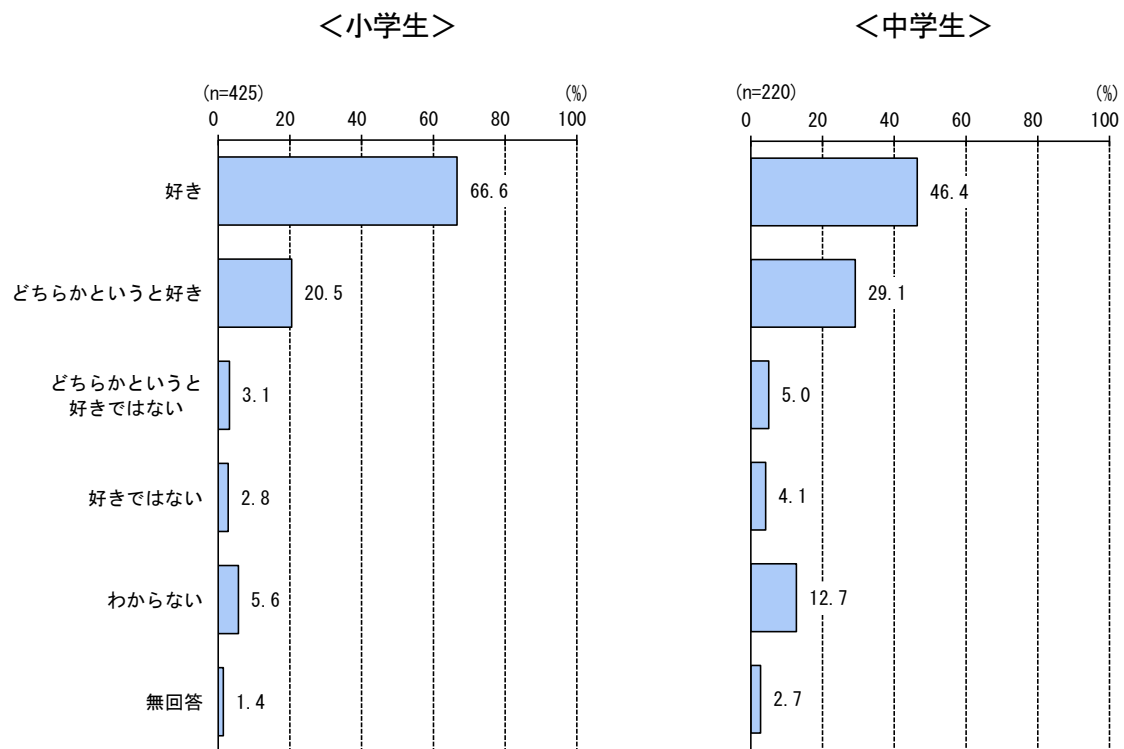
- 市に意見を伝える方法について、小学生では「タブレットやパソコンを使った方法」が 67.8%で最も多く、次いで「学校に意見を入れる箱をおくなど、身近なところでできる方法」が 45.2%、「子どもが集まり、会議などで話し合って伝える方法」が 21.9%となっています。
- 中学生では、「タブレットやパソコンを使った方法」が 76.8%で最も多く、次いで「学校に意見を入れる箱を置くなど、身近なところでできる方法」が 35.5%、「子どもが集まり、会議などで話し合って伝える方法」が 23.2%となっています。
- 若者世代では、「タブレットやパソコンを使った方法」が 79.5%で最も多く、次いで「学校や職場に意見を入れる箱を置くなど、身近なところでできる方法」が 32.1%、「手紙などで伝える方法」「子どもや若者が集まり、会議などで話し合って伝える方法」がそれぞれ 11.1%となっています。

【市に意見を伝える方法(MA)】



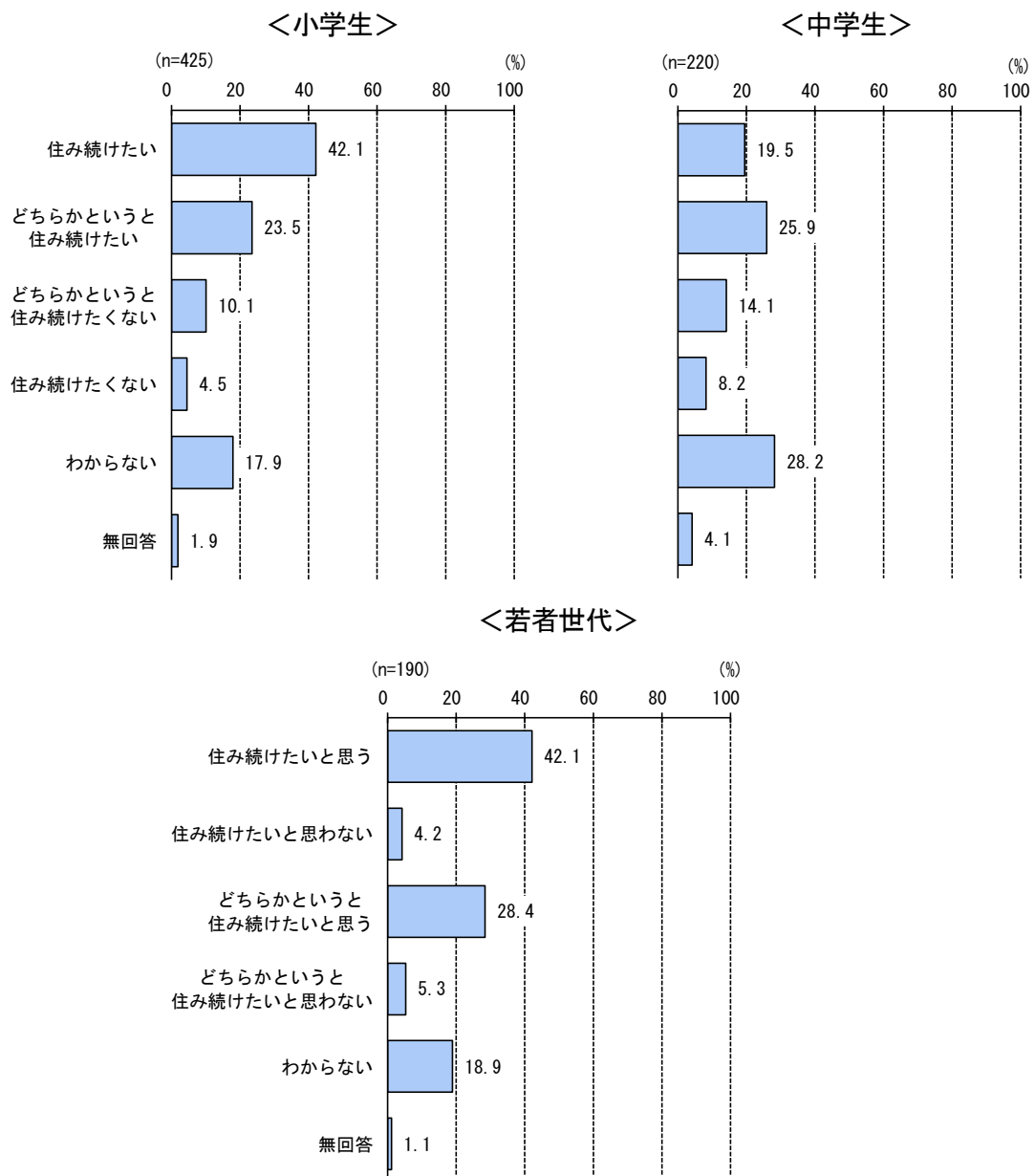
- 阿波市が好きかについて、小学生では「好き」が66.6%で最も多く、次いで「どちらかという」と好き」が20.5%、「わからない」が5.6%となっています。
- 中学生では、「好き」が46.4%で最も多く、次いで「どちらかという」と好き」が29.1%、「わからない」が12.7%となっています。

【阿波市が好きか】



- 阿波市に住みたいと思うかについて、小学生では「住みたい」が42.1%で最も多く、次いで「どちらかというに住みたい」が23.5%、「わからない」が17.9%となっています。
- 中学生では、「わからない」が28.2%で最も多く、次いで「どちらかというに住みたい」が25.9%、「住みたい」が19.5%となっています。
- 若者世代では、「住みたいと思う」が42.1%で最も多く、次いで「どちらかというに住みたいと思う」が28.4%、「わからない」が18.9%となっています。

【阿波市に住みたいと思うか】



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

基本理念 阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり

一人ひとりが本市の宝で、未来をつくるかけがえのない存在である子どもたちの幸せは、市民全体の願いです。

こども基本法では、「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指しており、本市においても、こどもや若者の権利を尊重し、その健やかな成長を支援するとともに、これから親となる人や子育て家庭がこどもを安心して生み育てることができるまちづくりを目指しています。

本計画においては、これまでの流れを継承しつつ「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」を基本理念に掲げ、本市で育つすべてのこどもや若者が、置かれている環境に左右されることなく安心して生活することができ、その個性が尊重され、持っている力を発揮し、将来に向けて夢や希望をもって成長していける地域社会を実現するため、施策を推進していきます。

2 計画の基本的な視点

本市では、令和4年(2022年)4月に「阿波っ子条例」を施行し、市、保護者、地域住民、関係機関等の役割や責務を明確にし相互に連携することにより、阿波市全体でさらなる子育て支援の推進に取り組んでいます。

また、令和5年(2023年)12月に閣議決定された「こども大綱」では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、計画の基本的な視点としては、「こども・若者の幸せや利益を最大限に尊重し、その育ちを第一に考えること」を念頭におき、すべてのこどもや若者の成長に関わる子育て支援を一体的に捉え、その成長と成長後の生活へ広がっていく計画とします。

基本理念を踏まえた取組を着実に進め、本市に住むすべてのこどもや若者が元気に学び、育ち、成長することで、こどもたち自身の「ここで育ちたい・ここで育って良かった」という誇りや愛郷心につながることを目指します。

3 計画の基本目標

本計画は、こども・子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中、多様化するニーズを踏まえながら、こどもから若者世代、子育て家庭を支援する計画である必要があります。

本計画の推進にあたっては、これまでの流れを継承しつつ、次の4つを基本目標とし、計画の推進を図ります。

基本目標1 こどもが安心安全に笑顔で生きること

こどもたちが学習活動を行う場の安心で安全な環境を確保し、健やかな成長と自己実現を支援していきます。

関係機関と連携し、障がいのあるこどもや発達の気になるこども、様々な支援を必要とするこどもや家庭へ、一人ひとりの個性を尊重し、こどもの立場に寄り添った支援の充実を推進します。

また、地域活動やイベントを通して、地域全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。

基本目標2 こどもが遊び、学び、元気いっぱい生きること

学校施設の改修工事や教育環境の改善を図るほか、保育の質及び幼児教育の質の向上のために、認定こども園と小学校が連携し、連続した教育・保育を提供していきます。

こども一人ひとりが「生きる力」を確実に身につけられるよう、基本的生活習慣の定着や学習習慣を確立する取組を通して、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」等の知・徳・体をバランスよく育てていきます。

基本目標3 こどもが夢に向かって、持っている力を発揮できること

こどもたちが持っている力を発揮するためには、健康な心と体を育み、経済的な不安を取り除くとともに、保護者が子育てと仕事の両立を図れるような支援が求められています。

産前・産後のサポートや各種健診、相談支援等を通して母子の健康維持・向上を図り、子育ての支援が必要な方にとって使いやすく、わかりやすい情報提供体制を整備していきます。

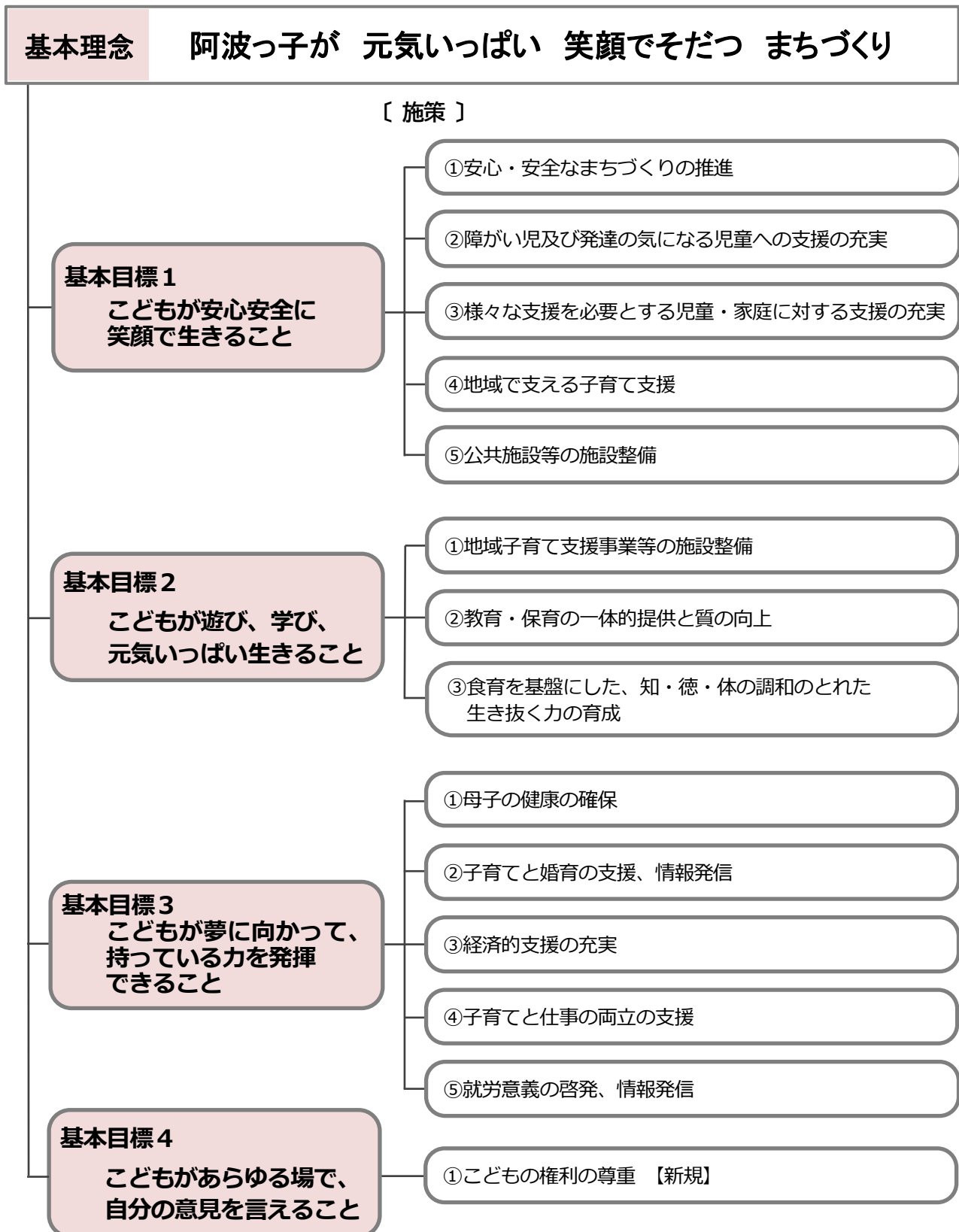
各種助成制度によって、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子育てと仕事の両立を支援するための子育て支援施策の充実に取り組んでいきます。

基本目標4 こどもがあらゆる場で、自分の意見を言えること

こどもや若者は生まれながらにして権利の主体であり、個人として尊重されるべき存在です。次世代の担い手であるこどもや若者の意見を広く集め、耳を傾け、市の施策や事業に反映していくよう取り組むとともに、地域社会を支える多彩な人材としての成長を促進します。

4 施策の体系図

本計画の基本理念である「阿波っ子が 元気いっぱい 笑顔でそだつ まちづくり」を実現するために、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を展開することで、本市のこどもたちが元気に笑顔で育つことができるまちづくりを推進します。



5 評価指標

本計画の基本理念を実現するために、次の5つの評価指標を設定し、目標達成に向けて各施策を実施していきます。

指 標	令和6年度 (計画策定時)	令和11年度 (目標値)
「自分のことが好き」と回答したこどもの割合 ^{*1}	小学生 64.0% 中学生 61.9%	小学生 70.0% 中学生 70.0%
市に意見を伝えたり、一緒に取り組む機会に 「参加したい」と答えるこどもや若者の割合	小学生 25.9% 中学生 18.6% 若者世代 21.6%	小学生 30.0% 中学生 25.0% 若者世代 30.0%
こどもがいても安心して働けると 感じている保護者の割合 ^{*2}	就学前 58.3% 小学生 64.0%	就学前 65.0% 小学生 70.0%
「阿波っ子条例」の認知度 ^{*3}	小学生 18.5% 中学生 10.4% 若者世代 36.8%	小学生 70.0% 中学生 70.0% 若者世代 70.0%
こども家庭センターでの相談件数 ^{*4}	320 件	340 件

* 1：「阿波市こども計画」に関するニーズ調査（こども・若者世代）小学生・中学生問25. 8に「そう思う」「まあそう思う」と回答した割合の合計

* 2：「阿波市こども計画」に関するニーズ調査（保護者）就学前児童問36. 2、小学生児童問24. 2に「そう思う」「まあまあそう思う」と回答した割合の合計

* 3：「阿波市こども計画」に関するニーズ調査（こども・若者世代）小学生問29、中学生問35、若者世代問19に「知っている」「聞いたことはあるが内容はよくわからない」と回答した割合の合計

* 4：子育て世代包括支援センターの助産師相談日利用件数

第4章 こども・子育て支援施策の展開

基本目標 1 こどもが安心安全に笑顔で生きること

施策 1 安心・安全なまちづくりの推進

現状・課題

認定こども園等や学校は、こどもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として常に安心で安全な環境が確保されていなければなりません。今後も、地域の方々による自主防災組織や自主防犯組織、子ども見守り隊による立哨等の協力を得ながら、こどもたちの安全確保に取り組むことが必要です。あわせて、こどもたちが自らの安全を確保しようとする基礎的な素養を育てる教育を積極的に進めていく必要があります。

施策の方向性

家庭や地域、関係機関と連携しながら、地域全体でこどもたちの安全を確保する体制の強化に努めるとともに、命の尊さを学ぶ教育や、こどもたち自らが危険予測能力や危険回避能力を身につける教育を進めていきます。

推進する取組

1. 地域全体の連携強化

これまでの取組	こどもたちを犯罪被害から守るため、阿波市青少年育成センターや学校、警察等の関連機関と協力し、防犯パトロールや防犯教室を実施しました。
取組の方針	今後もこどもたちを犯罪被害から守るため、各種団体と協力しながら活動を継続していきます。

2. 防災教育の充実

これまでの取組	すべての小・中学校で地域の実態に応じた「学校防災計画」や「学校防災マニュアル」を作成し、それらに基づいた研修や訓練、地域との合同避難訓練を実施しました。
取組の方針	今後も、家庭や地域、行政、関係機関と連携しながら、地域全体で安全を確保する体制づくりに取り組みます。

3. 安全教育の充実

これまでの取組	阿波吉野川警察署、県東部県土整備局、市建設課、市学校教育課、小・中学校各担当、青少年育成センター、スクールガードリーダー等による、通学路危険箇所合同点検を実施しました。
取組の方針	「阿波市通学路交通安全プログラム」を基に、点検実施後のPDCAサイクルを実行し、通学路の安全性の向上、児童生徒の安全教育に努めます。

4. 交通安全施設の整備

これまでの取組	交通事故を防止し、安全及び円滑な道路交通を確保するために、カーブミラーや区画線等の交通安全施設を整備しています。また、既存の交通安全施設についても、老朽化したものから随時、補修を行ってきました。
取組の方針	交通安全施設を効果的に設置、維持管理していくため、地域や学校をはじめ県や警察等の関係機関と連携し、定期的な通学路点検を通して情報共有や意見交換を行い、児童生徒の安全を確保していきます。

5. 防犯カメラの整備

これまでの取組	児童が被害に遭う事件、事故は全国的に後を絶たず、本市においてもさらなる安全の確保は喫緊の課題となっています。このため、登下校時における通学路での安全確保を目的に、地域の見守り活動の一環として、24 時間監視可能な防犯カメラを市内 23 か所に設置し、防犯体制の維持強化に努めています。
取組の方針	設置箇所に関しては様々な関係機関と合同点検、協議を行い決定しており、各小学校区の通学路に2か所を目処に設置しています。地域全体で子どもたちの安心・安全を確保する体制を強化するため、今後も防犯カメラの適正な維持、管理に努めます。

施策2 障がい児及び発達の良い気になる児童への支援の充実

現状・課題

障がいのある児童や発達の良い気になる児童に対し、乳幼児健診等多様な事業の機会を通して、早期発見・早期対応できるよう、関係機関と連携し、事業を推進してきました。また、発達専門医師の協力のもと発達相談を実施しており、保護者の不安の解消や児童の持つ力を伸ばすため、早期の適切な助言を行い、療育支援や発達支援を実施してきました。

一人ひとりの個性を尊重し、乳幼児期から学童期まで切れ目のない支援ができるよう、「入学応援シート」を用いることで情報共有を図るとともに、こどもの立場に寄り添った自立支援の充実を推進してきました。

施策の方向性

専門的な支援のほか、学校・園において支援の必要なこどもの早期発見、早期支援を目指します。また、すべてのこどもがお互いに認め合い、助け合う社会やともに暮らす社会づくりを推進します。

推進する取組

1. 発達・療育相談事業の充実

これまでの取組	発達相談を実施し、個々の状況に応じた助言や療育機関等のサービス提案を行いました。就学前に今後の方向性についてアドバイスをすることで、保護者の育児不安の軽減につながりました。 今後の事業継続のために、発達専門医師の確保が課題となっています。
取組の方針	発達相談を通じて、保護者の育児不安の軽減等につなげていきます。 発達相談は、発達専門医師に相談できる貴重な機会であることから、今後も事業を継続し、発達専門医師の確保に努めていきます。

2. 特別支援教育の充実

これまでの取組	すべての認定こども園、小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、各学校において個別の教育支援計画を策定し、個々のニーズを捉え、的確な支援教育に取り組みました。また、特別支援教育コーディネーター等の研修会を開催しました。
取組の方針	支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、教育的環境を整え、施設整備、人的支援を行いながら、特別支援教育の充実を図ります。

3. 障がい者自立支援協議会

これまでの取組	令和4年度(2022 年度)に体制再編を行い、課題別の専門部会を設置しました。相談支援部会を新設し、地域の相談支援体制の強化や相談支援専門員の人材育成、地域の各種相談機関との連携強化等を進めました。
取組の方針	令和6年度(2024 年度)までは、阿波市、吉野川市と共同設置していましたが、令和7年度(2025 年度)からは市単独設置となります。 毎月2回、運営会議と専門部会を開催し、相談支援事業の運営評価、関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

4. 障がい児・障がい者の立場に立った自立支援の充実

これまでの取組	障害児福祉手当の支給、障害児通所支援サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)、障害福祉サービス(居宅介護、短期入所等)、補装具費の支給、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援等を行ってきました。 早期療育開始のために関係各課が連携を図るほか、未就学児童対象の児童発達支援から、就学児対象の放課後等デイサービスへの円滑な移行のために各事業所と連携を図ってきました。
取組の方針	関係各課や機関、事業所等と連携し、本人や家族を含めた支援体制の充実を図ります。

5. 特別な支援を必要とするこどもへの早期支援体制

これまでの取組	特別支援連携協議会において教育・福祉・医療・保健等の関係者が連携し、乳幼児から学校卒業まで一貫した相談・支援に努めました。 入学後、速やかに楽しく有意義な学校生活が送れるよう「入学応援シート」の活用を勧め、学校と家庭間で必要な情報共有を図ってきました。
取組の方針	特別支援連携協議会において、関係者間で専門的な情報共有や指導助言を受けるとともに、関係機関が連携し、乳幼児から学校卒業まで一貫性のある支援ができる体制づくりを行います。

6. 地域社会における療育環境の充実

これまでの取組	障がいのある方への理解を深めるため、年1回理解促進啓発事業による研修や啓発活動を実施しました(新型コロナウイルス感染拡大により令和3年度(2021 年度)は未実施)。
取組の方針	障がいのある方への理解を深めるため、引き続き地域住民の方への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。

施策3 様々な支援を必要とする児童・家庭に対する支援の充実

現状・課題

ひとり親家庭や生活困窮家庭等に対し、生活の安定と自立促進に向けて各種給付をするとともに、様々な困難を抱える世帯に対し、相談を通して適切な支援につなげ、深刻化しないよう支援をしてきました。

また、置かれている環境によらず、等しくこどもの最善の利益が守られ、将来も安定的な生活を送ることができるよう、支援を充実させてきました。

施策の方向性

多様な支援が必要な家庭等に対して、安定した生活を送れるよう支援するとともに、事態が深刻化する以前に早期に発見できる体制の整備に努めます。

推進する取組

1. ひとり親家庭自立支援給付

これまでの取組	【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金】 ひとり親家庭の保護者の職業能力の向上と求職活動の促進を図るため、市が指定した教育訓練給付講座を受講し、教育訓練を修了した方に受講費用の一部を給付しました。
	【ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金】 ひとり親家庭の保護者が、就職に有利な資格を取得するために1年以上養成訓練を受ける場合、訓練促進給付金を支給するとともに、修了支援給付金を修了時に支給しました。
取組の方針	ひとり親家庭の自立の促進を図るため、引き続き就業に必要な知識・技能習得を支援していきます。

2. 教育支援センター 阿波っ子スクール

これまでの取組	何らかの心理的、情緒的な原因等により登校しない、又は登校したくてもできない状態にある児童生徒に対して、基本的生活習慣の改善や集団生活への適応、基礎学力の補充等のための教科学習、社会見学、スポーツ学習、野外活動等の体験学習及び相談活動を行っています。学校や家庭、その他関係機関との緊密な情報交換を行い、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家とも連携し、個々の状況に応じた支援やその環境づくりに努めています。
取組の方針	何らかの心理的、情緒的な原因等により登校しない、又は登校したくてもできない状態にある児童生徒に対して、基本的生活習慣の改善、情緒の安定、基礎学力の補充、集団生活への適応等の相談及びそれぞれに応じた支援を行い、社会的に自立することを目指します。

3. こども家庭センターにおける相談支援事業

これまでの取組	0歳から18歳未満のこどもに関する養育、家庭環境、心や身体、虐待、こどもの権利等の幅広い相談に応じてきました。必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、関係機関との連携・情報の共有を図り、支援が必要なこどもや家庭等に対応しました。 ひとり親家庭の生活や自立を支援するため、ハローワークと連携した相談支援や、職業訓練のための手当支給を行ってきました。
取組の方針	令和6年度(2024年度)に母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」を設置しており、保護や支援を必要とするこどもや家庭等への相談支援体制の強化と、関係機関との連携強化を図っていきます。

4. 生活困窮者自立相談支援事業

これまでの取組	ひとり親家庭や生活困窮家庭等に対し、塾講師による週1回程度の通学型学習支援を実施し、学力向上を図ってきました。 学校や地域へ協力を要請するとともに、家庭訪問等を行い、児童・生徒や保護者からの相談を通して、必要な支援を届けてきました。
取組の方針	教員OBや高校生、大学生のボランティア等を指導員として学習教室を実施し、教科の指導のほか日常生活習慣の形成と社会性の育成を支援するとともに、こどもが安心して通える居場所づくりに努めます。 また、対象世帯の保護者へ家庭学習環境を整えるための助言等を行うとともに、学校への協力要請や家庭訪問等により、こどもや保護者への相談支援を行います。

5. 児童福祉施設への入所支援

これまでの取組	経済的理由によって入院助産を受けることが困難な妊婦が安心して出産できるよう、出産にかかる費用の一部を助成しました。 18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出が困難な母子家庭に準じる家庭の女性が、こどもと一緒に母子生活支援施設へ入居する際の相談・援助を行い、入居後も継続的な支援を実施しました。
取組の方針	関係機関との連携を強化しながら、様々な問題を抱える妊婦や母子に対して、心身と生活の安定を図るための相談・援助を実施していきます。

6. 要保護児童対策地域協議会の推進

これまでの取組	阿波市要保護児童対策地域協議会にて、要保護児童及び保護者等に関する情報共有、適切な保護・支援に関する協議等を行ってきました。 代表者会議、個別ケース検討会議のほか、中学校区ごとに年2回(計8回)の実務者会議を開催し、情報共有等を行いました。
取組の方針	本協議会が中心となって関係機関と連携を図り、保護や支援を必要とするこどもや家庭を継続的に支援していきます。

施策4 地域で支える子育て支援

現状・課題

市民によるこども食堂の運営や、地域団体によるこどもの遊び場の提供など、地域における子育て支援の機運が高まりつつあります。本市としても市民の健康づくりや各種スポーツイベントを開催しており、特に県内で唯一の日本陸上競技連盟公認の「阿波シティマラソン」は、毎年全国から多くのランナーが参加し、高い評価をいただいています。

施策の方向性

地域住民や団体等と協力して、こどもが地域で様々な地域活動やイベントに参加し、多くの方と関わる機会をつくることで、地域全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。

推進する取組

1. 郷土を愛する心が育つ環境づくり

これまでの取組	地域行事への参加や農業体験等を通して、地域の方々との交流を深めてきました。阿波市内の社会科見学及びこれに係る事前事後学習を実施し、こどもたちの郷土愛の醸成に努めました。
取組の方針	阿波市内の社会科見学等を通して、こどもたちの郷土愛を深める学びを引き続き進めます。また地域の教育力を積極的に活用することで、郷土学習の充実及び家庭や地域との連携を図っていきます。

2. 図書館活動の充実

これまでの取組	市内4か所の図書館は指定管理者による運営を行っています。季節や行事などに合わせた企画展示や映画会の開催、ボランティアによるおはなし会やブックスタートなど、こどもの読書活動の推進に積極的に取り組み、図書館の利用促進を図ってきました。
取組の方針	引き続き、家庭・学校・地域等との連携を推進し、こどもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、図書館が地域の方の生涯学習や子育て支援の場となるよう、図書館活動の充実を図ります。

3. 子ども会補助金

これまでの取組	こどもたちは、同じ町内や地域に住んでいる異なる年齢のこどもたちが集まる子ども会活動を通して、地域を知り地域の人たちと交流し、そのコミュニティの一員となっていきます。 子ども会活動が、のびのびと楽しく活動できる場になるよう、小学生で組織されている子ども会活動に対し、補助金を交付してきました。
取組の方針	引き続き補助金を交付し、地域の子どもたちの暮らしと体験の場である子ども会活動を支援します。

4. スポーツ・レクリエーションの環境づくり

これまでの取組	生涯を通じて健康で豊かな日常生活を目指せるよう、各種スポーツ団体への活動支援やマラソン大会、ニュースポーツ等の市民が幅広く参加できるスポーツイベントを開催し、交流の場の提供と健康増進に努めてきました。 各学校やスポーツ少年団と連携し、小・中学校の早い段階から段階的・継続的な育成を進めました。
取組の方針	団体や指導者の育成、阿波シティマラソンなどのスポーツイベントの開催など、多くの市民の関心が得られるスポーツの振興・普及活動に努めます。 関係部署が連携しながら、小・中学生の体力・運動能力の向上を図り、保健指導にニュースポーツを取り入れるなど、児童生徒の健康増進に取り組めます。

5. 子ども体力アップ事業

これまでの取組	体力向上指導員が認定こども園や小学校に出向き、ダンスをメインとした授業を行い、運動を通して、体を動かす楽しさを体験できるように努めてきました。
取組の方針	引き続き、園児・児童の健康の保持増進、体力向上を図る目的で、体力向上指導員を認定こども園・小学校に派遣していきます。

施策5 公共施設等の施設整備

現状・課題

本市での子育てが楽しく、地域全体で子育てができる環境を整えるため、旧庁舎を改修した阿波地域交流センターにて、令和2年度(2020年度)より子育て親子が相互に交流することができる場を開設しています。また、知の広場として、土成図書館・公民館の整備を行い、文化の拠点としての拠点整備を行ってきました。

学校施設については、耐震工事や施設の整備を図るとともに、夏場における児童生徒の教育環境の改善を図る目的で、普通教室及び特別教室へのエアコン設置工事も行いました。

施策の方向性

学校施設は非常災害時には地域住民の避難所となることで、高齢者や車いすの方が施設を利用することが想定されます。多様なニーズに応じた学校施設のバリアフリー化を図るとともに、今後の児童生徒数を勘案し、適正規模を見極めて整備します。

推進する取組

1. 公共施設での子育て支援サービスの提供

これまでの取組	旧庁舎を改修した阿波地域交流センター内では、地域子育て支援拠点の「阿波子育て支援センターあおぞら」において、子育て親子の交流の場を提供しています。令和5年度(2023年度)からは、地域における子育て支援の取組として、保護者のレスパイトを主な目的とした託児サービスと、隣接する阿波運転免許センターでの運転免許更新時の託児サービスを開始しました。 また、同じ敷地内の阿波図書館においても、おはなし会のほか多彩な行事を開催し、共働して子育て支援サービスを提供してきました。
取組の方針	引き続き各施設と連携し、こどもたちが安心して過ごすことができ、様々な体験を通じて楽しく自分らしく過ごせる場所や機会の提供に努めます。

2. 公共施設や遊休施設等の積極的活用及び整備

これまでの取組	土成図書館が土成中央公民館と共用エリアでつながる平屋の複合施設として開館し、新たな「知の交流拠点」として映画会や生涯学習講座を開催し、幅広い年齢層の方が参加しました。
取組の方針	施設の適切かつ計画的な維持管理を行うとともに、幅広く様々な方に利用してもらえるよう、行事・講座等を進めていきます。

3. 学校施設の改修・整備事業

これまでの取組	学校施設のバリアフリー化を推進し、屋内トイレ改修とエレベーター、多目的トイレ設置は全小中学校(14校)で完了しました。
取組の方針	学校施設の多くが屋内運動場照明やプールの改修、校舎の空調機設備更新時期を迎えているため、利用頻度等を考慮しながら整備・管理を進めます。

基本目標2 こどもが遊び、学び、元気いっぱい生きること

施策1 地域子育て支援事業等の施設整備

現状・課題

こどもたちの教育・保育環境を整えるため、民間移管を含む認定こども園の整備を計画的に進めてきました。

また、こどもたちが放課後を安心・安全に過ごせ、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう、放課後児童クラブ施設整備を進めてきました。

施策の方向性

市内の認定こども園と放課後児童クラブが、今後も安定した運営ができるよう、運営主体や指定管理者等と協議を重ねながら、適正規模を見極めて整備します。

推進する取組

1. 認定こども園整備事業

これまでの取組	教育と保育の一体的提供に向けて、民間移管を含む認定こども園の整備を計画的に進めてきました。 令和3年(2021 年)4月の大俣認定こども園の開園により、市内すべての保育所・幼稚園が幼保連携型認定こども園へ完全移行し、現在公立5園、私立4園の幼保連携型認定こども園で教育・保育サービスを提供しています。
---------	--

2. 放課後児童クラブ施設整備事業

これまでの取組	こどもたちが放課後を安心・安全に過ごせ、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう施設整備を推進し、市内 10 か所の放課後児童クラブ専用の施設整備が完了しました。 令和2年度(2020 年度):伊沢放課後児童クラブ新築、林放課後児童クラブ増築 令和5年度(2023 年度):柿原放課後児童クラブ新築 令和6年度(2024 年度):一条放課後児童クラブ新築
取組の方針	市内すべての放課後児童クラブで安定した運営ができるよう、指定管理者と協議を重ね、施設の適切かつ計画的な維持管理を行っていきます。 また、建築後 20 年以上経過している市場地区の八幡・市場・大俣放課後児童クラブについて、こどもたちが安心して過ごすことができるよう、引き続き整備・管理を行います。

施策2 教育・保育の一体的提供と質の向上

現状・課題

本市において、多様なニーズに対応した教育・保育の提供及び質の向上に向けて、「阿波市保育所・幼稚園等施設整備計画」に基づき、民間移管や幼保連携型認定こども園への移行等を計画的に推進してきました。

令和3年(2021年)4月には、市内すべての保育所・幼稚園が幼保連携型認定こども園へ完全移行し、現在公立5園、私立4園の幼保連携型認定こども園で教育・保育サービスを提供しています。

各園において、教育・保育を一体的に提供し質の向上を図るとともに、小学校との連携を強化することで、児童一人ひとりが安心して入学し学校生活を送れるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有してきました。

施策の方向性

引き続き、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、認定こども園と小学校のさらなる連携強化に向けた体制づくりと事業の充実を図ります。

推進する取組

1. 保育の質の向上

これまでの取組	途中入園児の対応に必要な保育教諭の確保に努め、適正な人員配置を行うことで待機児童ゼロを維持してきました。 民間移管を含む認定こども園の整備を計画的に進め、令和3年(2021年)4月に市内すべての保育所・幼稚園が幼保連携型認定こども園へ完全移行しました。
取組の方針	こどもの健やかな育ちを支え、質の高い教育・保育サービスの機会を保証するため、潜在的待機児童の解消や年度途中の入園申込みに対応できる体制づくりを強化するとともに、関係者間で情報共有や意見交換を行う場の提供、研修等を実施し、保育教諭の資質・専門性の向上を図ります。

2. 幼児教育の質の向上

これまでの取組	「幼児の健やかな心と体の育成」に取り組むとともに、基本的生活習慣の確立、自立心・社会性・道徳性・人と関わる力の育成、遊びの中での思考力の基礎の育成、話す力・聞く力の育成、豊かな感性を育む教育を行ってきました。
取組の方針	「幼稚園教育等教員育成指標」を基に保育教諭の資質・指導力の向上を目的とした研修を行い、就学後を見据えた連続性のある教育・保育の質の向上を図ります。

3. 認定こども園英語活動

これまでの取組	英語あそびの活動を通じて、幼児期から英語への関心と学習意欲の向上が図られるよう、英語に親しむ機会を提供してきました。
取組の方針	幼児期から英語に接することで、異文化に親しみ、豊かな感性を育み、小学校入学後の英語教育への関心と学習意欲の向上につながるよう、引き続き英語活動の機会を提供していきます。

4. 認定こども園と小学校との連携強化

これまでの取組	公立・私立の認定こども園合同研修会を通じて、現場の課題や有益情報の共有、意見交換を行い、教育・保育の質の向上を図ってきました。 認定こども園と小学校との間では、総合的な学習の時間や体験入学・行事等、年間計画に基づき連携を図り、乳幼児・児童の様子や教育内容、指導方法について相互理解を深めました。
取組の方針	幼児期に育まれたこどもの資質・能力を踏まえ、円滑に小学校教育へ移行できるように、認定こども園と小学校関係者との意見交換や合同研修の機会を設け、双方の教育・保育の内容を理解し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、今後も連携強化を図っていきます。

施策3 食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力の育成

現状・課題

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、一人ひとりが「生きる力」を確実に身につけることが求められています。そのためにも、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」等の知・徳・体をバランスよく育てるとともに、こどもたちが「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を味わえるような魅力ある教育活動を展開することが重要となります。あわせて、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となる食育を推進するとともに、阿波市の「強み」を生かしたこれまでの教育施策を継承しつつ、国際理解教育、情報教育、防災教育、キャリア教育等の充実を図ることが必要です。

施策の方向性

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実、子育て支援の充実を図ります。

こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、積極的に食育に取り組むとともに、生きる力の基礎や知・徳・体のバランスのとれた力を育成します。

学力向上に関しては、ICTを活用した授業の促進や読書活動を推進するとともに、家庭や地域と連携し、基本的生活習慣の定着や学習習慣を確立する取組を進めていきます。

推進する取組

1. 確かな学力の向上

これまでの取組	各小学校に学力向上推進講師を配置し、チームティーチング(TT)や放課後学習を実施し、学力の向上を図ってきました。 効果的な指導方法や学習方法を実施していくための情報収集、情報交換、研修会等を定期的に行いました。
取組の方針	学力向上推進講師を各小学校に1名ずつ配置し、支援を必要とする中学校にも派遣します。今後も学力向上推進講師と教員が連携し、効果的な指導方法等の研究を重ね、こどもたちの学力向上に努めます。

2. 食育の推進

これまでの取組	給食の時間における食に関する指導や児童生徒を対象とした学校食育推進パワーアップ作戦、「Awa産Our消Myメニュー」コンクールを実施するなど、食育に積極的に取り組んできました。 栄養教諭と学校担任を中心として、学年に応じた食育授業に取り組み、食事の重要性、地域の農産物への興味・関心を高めることに努めてきました。
取組の方針	こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるために、家庭や地域と連携を図りながら授業を行い、食育に関する取組を推進します。

3. 情報教育の推進

これまでの取組	ICTを活用した授業を行い、児童生徒の学習意欲の向上を図るとともに、ICT機器の特性や有用性を授業で活用できる教員の資質向上に努めてきました。 また、ICT支援員等を学校に派遣し、授業支援や導入ソフトの操作支援を行いました。
取組の方針	教職員やICT支援員と連携しながら、1人1台端末や電子黒板機能付きプロジェクターなどを活用した授業の進め方を計画・実践します。

基本目標3 こどもが夢に向かって、持っている力を発揮できること

施策1 母子の健康の確保

現状・課題

妊娠・出産期は子育てにおいても不安が多い時期となります。産前・産後のサポートや各種健診時の相談事業、乳児家庭全戸訪問事業等を通して、母子の健康の状況を確認し、発育や子育てについての疑問や不安の解消に向けて取り組んできました。

引き続き、母子の健康維持・向上に努めるとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図るため、保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化に努めます。

施策の方向性

母子の健康を維持・向上させるため、切れ目のない支援体制を整え、気軽に相談できる環境づくり、講習内容の研究や講座・健診等に参加しやすい日程を検討します。

推進する取組

1. 産前・産後、育児サポート事業

これまでの取組	祖父母や隣人等から家事や育児の支援を受けられない妊産婦が、安心して出産・育児ができるようヘルパーを派遣し、家事援助や育児援助を行ってきました（利用可能期間は、妊娠中から産後1年以内）。 従来の「在宅育児応援クーポン」に代わり、3才未満児を養育する子育て世帯を対象に、子育て支援サービスの利用や子育てに必要な生活用品の購入等に使用できる応援券（乳幼児1人あたり15,000円分）を支給する、「阿波っ子応援券支給事業」を令和5年度（2023年度）から開始し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図りました。
取組の方針	家族等から家事や育児の支援を受けられない家庭にヘルパーを派遣し、家事及び育児を援助することで、育児不安や負担の軽減、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。 引き続き「阿波っ子応援券支給事業」を展開し、子育て支援サービスの利用や子育てに必要な生活用品の購入等の支援を行い、子育て世帯の心理的・経済的な負担の軽減を図ります。

2. 妊産婦・乳幼児相談等事業

これまでの取組	「子育て世代包括支援センターぎゅっと」の個別相談や妊婦訪問により、妊婦やその家族の不安の軽減や知識の普及を行ってきました。 原則出産後1か月以内に家庭訪問を行い、その後も産後ケア事業の訪問、「子育て世代包括支援センターぎゅっと」の利用を勧めてきました。 令和6年度(2024 年度)からは、産後ケア事業でショートステイ型、デイサービス型を開始しました。
取組の方針	出産や育児に関する不安を抱える妊産婦が増加しており、早期の養育困難家庭の把握、支援の継続が求められています。 妊娠期には「子育て世代包括支援センターぎゅっと」の助産師相談や個別相談、妊婦訪問を実施し、産後には早期の家庭訪問や産後ケア事業のアウトリーチ型、ショートステイ型、デイサービス型の利用を勧め、切れ目のない支援を行っていきます。

3. 乳幼児健診の実施

これまでの取組	乳幼児健診時に発育・発達に対する指導を行い、必要に応じて各種相談事業につなげてきました。 生活リズムや食事のリズム、運動習慣を確認し、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等による指導を実施し、保護者に乳幼児期の肥満が将来の生活習慣病につながることを周知し、正しい知識の普及・啓発を行ってきました。 未受診者への電話連絡や家庭訪問による受診勧奨、関係機関との連携により、健診受診率の向上や未受診者の健康状態の把握に努めました。
取組の方針	引き続き、健診を通して良い生活リズム、食事のリズム、運動習慣の確立や発育・発達を促す指導を行うとともに、乳幼児期の肥満が将来の生活習慣病につながることを周知し、正しい知識の普及・啓発を図り、生活習慣病の予防に努めます。 未受診者への電話連絡や家庭訪問による受診勧奨、関係機関との連携により、健診受診率の向上や未受診者の健康状態の把握に努めます。

4. 生活習慣病予防対策事業

これまでの取組	幼児健診にて把握した肥満度 15%以上の児童に対し、健診の半年後に電話等でフォローを行いました。 認定こども園と連携を図り、令和3年度(2021 年度)より5歳児の肥満相談を開始し、令和4年度(2022 年度)からは、中学生に対しても生活習慣病予防を中心とした健康教育を開始しました。
取組の方針	幼児健診にて把握した肥満児へのフォロー、5歳児の肥満相談、中学生への健康教育を継続するとともに、学校保健との連携を図りながら、切れ目のない支援体制の整備に努めます。

施策2 子育てと婚育の支援、情報発信

現状・課題

子育てハンドブックや、あわっ子支援マップ等を作成し、地域で楽しく子育てをすることができる施設や支援事業の紹介等を行ってきました。子育ての支援が必要な方にとって使いやすく、わかりやすい情報提供体制を引き続き研究し、情報発信・共有に努めていきます。

晩婚化や未婚率が高まる中、結婚支援については大きな意味を持ち、出会いから結婚、子育てにつながる支援をすることは今後大きな課題となります。

施策の方向性

子育ての支援が必要な方にとって使いやすく、わかりやすい情報提供体制を引き続き研究し、情報発信・共有に努めていきます。

推進する取組

1. 阿波っ子育て支援事業

これまでの取組	本市の子育て支援情報を掲載した手帳サイズの「阿波市子育てハンドブック」を市内の認定こども園及び小学1～3年生の児童に配布するとともに、子育て支援課、各支所窓口等に配置しました。 子育て支援センターや公園等の子育て関連施設を掲載した「あわっ子支援マップ」を出生の手続き時等に配布しました。 子育て親子の交流・育児相談・情報提供等を行う子育て支援センターを認定こども園内に9か所と、阿波地域交流センター内に開設（阿波子育て支援センターあおぞら）しました。
取組の方針	子育てハンドブックやホームページを充実させ、必要な情報を速やかに提供できる体制づくりに努めます。 子育て支援センターを身近な場所に開設し、子育て親子が集い交流できる居場所を提供することで、子育ての不安等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援していきます。

2. 婚育事業

これまでの取組	マリッサとくしまと連携し、令和3年度(2021 年度)から、阿波市内での出張型マッチング登録・閲覧会の開催や、令和4年度(2022 年度)からは婚活イベントを開催するなど婚活のきっかけづくり、出会いの場の提供を行ってきました。 令和5年度(2023 年度)には、阿波市民がマリッサとくしまのマッチング会員に登録する際の費用を全額補助する「マッチング登録補助金」、婚活イベントに参加する際の費用を半額補助する「婚活イベント参加補助金」制度を創立しました。
取組の方針	今後も、マリッサとくしまと連携し、婚活に関する相談の機会を設け、婚活イベント等の出会いの場を積極的に提供していきます。 各種補助金制度を多くの市民の方に認知いただけるよう、広報活動を行っていきます。

施策3 経済的支援の充実

現状・課題

子育て世帯の経済的負担の軽減に向け、出産祝金の支給要件の緩和やこどもの医療費助成の拡充等を推進してきました。また、令和元年度(2019年度)10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世帯の経済的負担は大きく軽減されました。一方で、3歳児以上の教育・保育施設における副食費は実費での徴収となりましたが、本市においては、国が示す免除対象の範囲を拡大するなど、子育て世帯の経済的支援の一層の充実を図ってきました。

施策の方向性

各種手当の支給や医療費の助成等を通して、引き続き子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。また、今後、国や県が展開する支援等の動向を把握し、子育てしやすい環境を整備します。

推進する取組

1. 出産祝金支給事業

これまでの取組	出生届出時に案内を行った効果もあり、出産祝金の支給率は過去5年間の平均で97.4%でした。
取組の方針	今後も小中学校入学祝金支給事業、義務教育修了祝金支給事業等と連携し、切れ目のない子育て世帯への支援と定住促進を図ります。

2. あわっ子はぐくみ医療費助成事業

これまでの取組	こどもが満18歳に到達後、最初の3月31日を迎えるまでの間、病気やけがで入通院し、医療保険を利用した際の保険診療の自己負担分を助成することで、経済的支援や疾病の早期発見、治療の促進を図りました。
取組の方針	こどもの医療費助成を行うことで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、保健・福祉の向上に取り組んでいきます。

3. ひとり親家庭等児童入学祝金支給事業

これまでの取組	ひとり親家庭等の児童へ一人あたり1万円の入学祝金を支給し、小学校及び中学校に入学する際にかかる費用の負担軽減を図りました。
取組の方針	市の広報誌やホームページ、学校への周知方法を工夫するとともに、対象者の把握に努め、すべての該当者への祝金支給を目指します。

4. 児童扶養手当支給事業

これまでの取組	児童扶養手当支給により、支給対象となる家庭の経済的負担を軽減し、家庭における生活の安定と自立の促進に寄与してきました。
取組の方針	新規請求者や受給者の生活実態の適切な把握に努め、制度の周知を行い、ひとり親家庭等の生活の安定・自立を促進していきます。

5. 児童手当給付事業

これまでの取組	令和6年(2024 年)10 月分の手当より児童手当制度の一部が改正されたことから、受給資格のあるすべての方に円滑な支給が行えるよう、周知・案内に努めてきました。
取組の方針	児童手当法に基づき適正な事務処理を行い、該当者へ児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成を図っていきます。

6. 副食費の補助

これまでの取組	市内の認定こども園に通う、第2子以降の3～5歳児の副食費を無償とし、子育て世帯の経済的支援の拡充を図りました。
取組の方針	今後も副食費の補助を通して子育て世帯の経済的支援を行うとともに、国や近隣市町の動向を注視しながら、補助の見直し・検討について柔軟に対応していきます。

7. 通学用かばん配付事業【新規】

取組の方針	令和8年度(2026 年度)の小学校新1年生より、小学校入学時に通学用かばんを無償配付し、家庭の経済的負担及び児童の通学時の身体的負担の軽減を図ります。
-------	--

8. 小中学校入学祝金支給事業

これまでの取組	5月1日現在で市内在住の小・中学校新1年生を養育している保護者に対し、児童生徒一人につき1万円の祝金を支給し、小中学校入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健全な育成を支援してきました。
取組の方針	今後も引き続き実施し、家庭の経済的負担の軽減や児童生徒の健全な育成を支援します。

9. 義務教育修了祝金支給事業

これまでの取組	生徒が義務教育の課程を修了する際に、生徒一人につき1万円を保護者に支給し、高校等の入学準備や社会人生活の支度に係る経済的負担の軽減を図りました。
取組の方針	今後も引き続き実施し、高校等の入学準備や社会人生活の支度に係る経済的負担を軽減するとともに、生徒の健全な育成を支援します。

施策4 子育てと仕事の両立の支援

現状・課題

子育てと仕事の両立が図れるよう、病児保育施設の拡充として「つかきっず」「こもれび」の2拠点での病児保育事業を展開してきました。放課後児童クラブについても、高学年の受け入れを行うなど、こどもの健やかな成長を図るため、こどもの居場所づくりを推進してきました。引き続き、放課後児童クラブの利用を希望するすべての児童を受け入れることができるよう、取組を推進することが重要となります。

施策の方向性

子育てと仕事の両立を支援するため、引き続き、放課後児童クラブでの受け入れや認定こども園における延長保育、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業等を実施し、多様なニーズに対応できるよう、子育て支援施策の充実に取り組みます。

推進する取組

1. 病児保育事業の実施

これまでの取組	保護者の就労等により家庭での保育が困難な、病氣中又は病氣の回復期にある満1歳から小学6年生までのこどもに、市内2か所の医療機関にある専用スペースにて一時的な保育を行いました。
取組の方針	引き続き、病氣中又は病氣の回復期にあるこどもの一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援していきます。

2. 放課後児童クラブの充実

これまでの取組	利用を希望する児童数の増加に対応できるよう、支援員の確保や各種研修を実施し、支援員の質の向上に努めてきました。 待機児童の発生を防ぐため、放課後児童クラブの新築や増築に計画的に取り組み、放課後児童クラブの安定的な運営を行いました。
取組の方針	市内すべての放課後児童クラブで安定した運営ができるよう、指定管理者と協議を重ねながら児童の健全育成に努めるとともに、児童が安心・安全な環境で過ごすことができるよう、計画的に施設整備・維持管理を行っています。

3. ファミリー・サポート・センター事業の充実

これまでの取組	事業委託先の徳島県勤労者福祉ネットワークと連携し、子育て中の人や働く人たちの家庭を地域で支援し、安心して育児ができる環境を整備してきました。 育児の援助を行う提供会員の数が増えないことが課題となっており、ファミサポートイベント等を通じ、事業の周知と会員増に努め、多様化するニーズへ対応を図ってきました。
取組の方針	依頼会員にはエシカル消費活動の寄付金による利用料助成のほか、会員登録後の初回利用料の無料化等、利用料補助を拡大するとともに、提供会員にはファミリー・サポート・センター開設以来据え置きとなっていた報酬について助成を行うことで、ファミリー・サポート・センターの利用を促進し、地域のつながりや円滑な相互援助活動につなげていきます。

4. 預かり保育の充実

これまでの取組	未就園児童の保護者に対し、日常生活上の突発的な事情への対応や、育児疲れによる心理的・身体的負担を軽減するため、市内の公立・私立の認定こども園において一時的に児童を預かる事業を実施してきました。 令和5年度(2023 年度)より「阿波子育て支援センターあおぞら」において、子育て中の保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを開始しました。
取組の方針	認定こども園等を利用していない在宅育児家庭の一時的な保育需要へ対応することで、子育てと仕事の両立支援を推進していきます。 「阿波子育て支援センターあおぞら」の一時預かり制度の周知を図り、運営主体と連携しながらサービスを継続していきます。

施策5 就労意義の啓発、情報発信

現状・課題

保護者が男女問わず主体的な子育てに向かい合い、関わるためには、ワーク・ライフ・バランスの推進が重要となります。本市では令和5年度(2023年度)に「阿波市男女共同参画基本計画(第4次)」を策定しました。「阿波市男女共同参画基本計画(第4次)」の基本理念である「誰もが共に認め合い 自分らしく いきいきと輝けるまち」のもと、性別役割分担意識の解消を目指して、仕事や家庭生活の両立についての就労支援・講座情報の提供等を推進してきました。引き続き広く計画の周知を行い、基本理念を共有するとともに、ワーク・ライフ・バランスについての理解・啓発を図ることが必要です。

施策の方向性

男女共同参画の意識啓発を行うとともに、働き方の見直しや男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、今後も広報等での講座・講習会情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスについての理解・啓発に努めます。

推進する取組

1. 就労観や勤労観の育成

これまでの取組	学校・青少年育成センターを中心に関係機関と連携し、児童の健全育成を図るための活動として、就業や自立支援に関する事業を実施しました。
取組の方針	児童の就業に関する教育は、引き続き重要であると考えられることから、自立支援活動の現地日数増加を検討し、関係機関と連携を図りながら事業を進展させていきます。

2. 男性の働き方の見直しと子育て促進

これまでの取組	令和5年度(2023 年度)に「阿波市男女共同参画基本計画(第4次)」を策定し、その基本理念である「誰もが共に認め合い 自分らしく いきいきと輝けるまち」のもと、男性が参加できる各種教室や講座を開催するなど、男性自身の性別役割分担意識の見直しを図り、男女が家事や育児、家庭教育等をともに担う家庭づくりを推進してきました。
取組の方針	仕事と家庭生活の両立が図られるよう、子育て支援に係る事業を推進するとともに、男女の育児休業取得促進など、子育てしやすい職場環境の整備を進めます。 家事や育児、介護といった家庭生活における男性の役割の重要性が求められる中で、男性の長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

これまでの取組	仕事と家庭生活(家事・育児・介護等)の両立が図られるよう、妊娠届出時の面談の際に、マタニティライフプランに関する情報提供を行い、男女の育児休業取得の促進や、母性健康管理指導事項連絡カードの周知に努めました。
取組の方針	仕事と家庭生活(家事・育児・介護等)両立支援のための各種事業を推進するとともに、情報提供や男女の育児休業取得促進、母性健康管理指導事項連絡カード活用を推進していきます。

基本目標4 こどもがあらゆる場で、自分の意見を言えること

施策1 こどもの権利の尊重 【新規】

現状・課題

こどもや若者は生まれながらにして権利の主体であり、人権が守られるとともに、自分に関係のあることについて自分の意見を自由に表し、その意見が十分に尊重される権利を持っています。

本市では、令和4年(2022年)4月に「阿波っ子条例」を施行し、今と未来を生きるすべてのこどもたちが健やかに成長できるよう、地域全体でこどもの育ちを支えていく体制づくりに取り組んでいます。

施策の方向性

「阿波っ子条例」の普及啓発等に努め、こどもや若者が権利の主体であることを広く周知するとともに、市政や地域のまちづくりへこどもの参加を進めるための情報発信に努めていきます。

また、こどもたちが生きる力を養い、心身ともに健やかに成長することができるよう、ライフデザインについて考える場を提供したり、自分の命を大切にすることの重要性を伝えていきます。

推進する取組

1. こどもの権利の尊重【新規】

取組の方針	「阿波っ子条例」の普及啓発等に努めるとともに、こどもの権利侵害に関する相談窓口(こども家庭センター)を運営します。
-------	---

2. こどもへの適切な情報提供【新規】

取組の方針	市政や地域のまちづくりへのこどもの参加を進めるためには、こどもに対する適切な情報提供が必要であることから、市政等について理解を深めることができるよう、わかりやすい情報発信に努めます。
-------	---

3. 若い世代の描くライフデザイン等支援【新規】

取組の方針	少子化が進み、こどもたちと赤ちゃんが接する機会が減っている中で、市内の児童生徒が地域の赤ちゃん親子と触れ合い交流する「赤ちゃん授業」を実施します。 実際に赤ちゃんを抱っこしたり、保護者から出産・育児の大変さや喜びなどの体験を聞くことで、命の大切さや子育てに関心を持つとともに、自分の成長や親との関係、将来のライフデザイン等について考えることができる機会を提供します。
-------	---

4. 自殺予防講演会

これまでの取組	若年者の自殺を防ぐために、自分の命を大切にするとともに、悩みを抱えた人の発するSOSにいち早く気づきサポートすることができるよう、市内2か所の高校に出向き、「自殺対策予防事業」の一環として講演会を行っています。その中で、SOSの出し方や相談機関について情報提供してきました。
取組の方針	講演会後に生徒に行ったアンケート調査結果の内容からも、有意義な学習の機会となっていると捉えることができるため、今後も引き続き講演会を継続していきます。

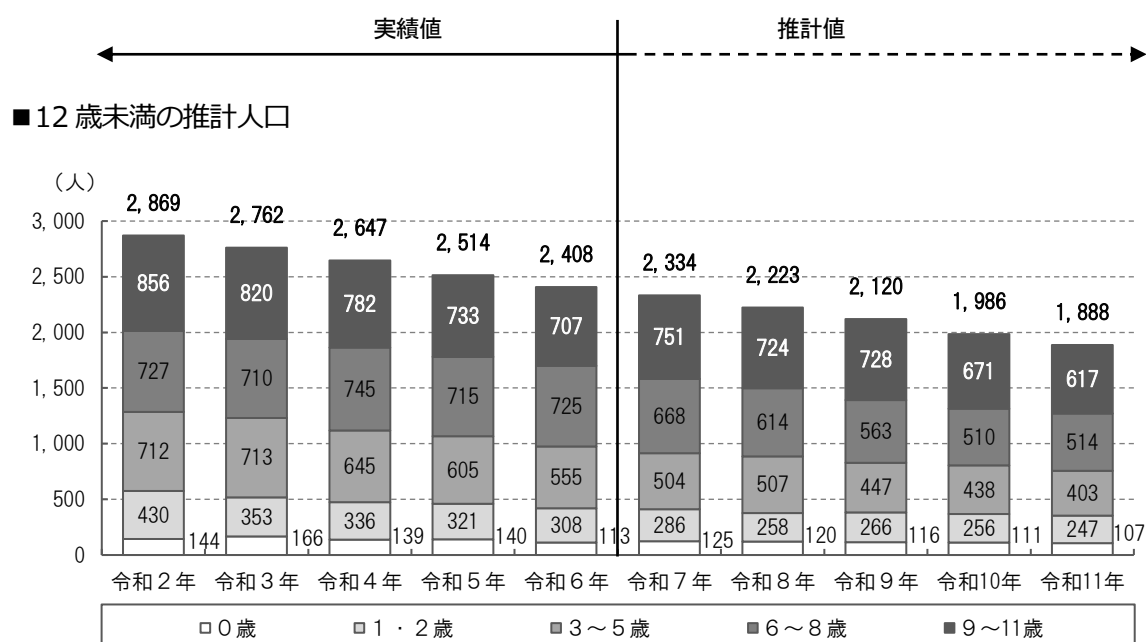
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

本市の特定教育・保育施設(認定こども園)の区域設定及び地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)の区域については、地域をまたいで利用者を考えることで、急なニーズや環境の変化に迅速な対応ができる点や、隣接する地域や市全体の関係の中で提供体制を柔軟に検討できる視点から、全市1区域とします。

2 人口推計

本市12歳未満の推計人口は、令和6年の2,408人から、令和11年には1,888人となる見込みです。



※各3月末日時点の住民基本台帳各歳別人口よりコーホート変化率法による推計

3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

令和7年度から令和11年度までの5年間の教育・保育、その他の地域子ども・子育て支援事業において、利用量を見込み、提供体制を確保していきます。

(1) 就学前教育・保育の量の認定区分

認定区分		提供施設
1号認定	3-5歳の幼児期の教育を受ける児童	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳の保育の必要性のある児童	保育所、認定こども園、企業主導型保育施設等
3号認定	0-2歳の保育の必要性のある児童	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類と区域設定

No.	事業の名称	区域設定
1	利用者支援事業	全市
2	時間外保育事業(延長保育)	
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
5	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)	
7	乳児家庭全戸訪問事業	
8	養育支援訪問事業	
9	地域子育て支援拠点事業	
10	一時預かり事業	
11	病児保育事業	
12	ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	
13	妊婦健診事業	
14	子育て世帯訪問支援事業【新規】	
15	児童育成支援拠点事業【新規】	
16	親子関係形成支援事業【新規】	
17	妊婦等包括相談支援事業【新規】	
18	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	
19	産後ケア事業【新規】	

(3) 就学前教育・保育の量の見込みと提供体制

人口推計と過去5年間の利用率や増減率から、以下のとおり保育ニーズに対応できるように、提供体制を整備します。

■就学前教育・保育の量の見込みと提供体制

【1号認定:3～5歳(教育のみ)】

【2号認定:3～5歳(保育の必要性あり)】の保育ニーズ

単位(人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
量の見込み			474	476	420	412	379	
			1号	34	34	30	30	27
			2号	440	442	390	382	352
提供体制			800	800	800	800	800	
保育施設・ 特定教育・	1号		232	232	232	232	232	
	2号		568	568	568	568	568	
過不足			326	324	380	388	421	

【3号認定:0～2歳(保育のみ)】

単位(人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み			326	298	302	289	280
	0歳		96	92	89	85	82
	1歳		91	101	96	93	90
	2歳		139	105	117	111	108
提供体制			445	445	445	445	445
保育施設・ 特定教育・	0歳		96	96	96	96	96
	1歳		172	172	172	172	172
	2歳		177	177	177	177	177
過不足			119	147	143	156	165

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、量の見込みを確保できる提供体制を整備します。

①利用者支援事業

「子育て世代包括支援センターぎゅっと」(こども家庭センター型)において、保健師、管理栄養士、助産師が妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関の連絡調整等を行います。

■利用者支援事業の量の見込みと提供体制

単位(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
提供体制	1	1	1	1	1
利用者支援事業	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
地域子育て 相談機関	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

②時間外保育事業(延長保育)

市内すべての認定こども園で実施しています。保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育標準時間と保育短時間の利用者が延長保育の利用を希望した場合に、受け入れられる体制を確保します。

■時間外保育事業(延長保育)の量の見込みと提供体制

単位(人・か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	135	130	122	118	111
提供体制					
利用実人数	135	130	122	118	111
施設数	9	9	9	9	9
過不足	0	0	0	0	0

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

現在、本市では実施していませんが、今後も国や県、近隣市町の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら検討していきます。

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

現在、本市では未実施であり、民間事業者等から整備及び運営に関する希望は出ていませんが、希望があった場合は本市の保育ニーズの実態を見極め、慎重に検討していきます。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

市内すべての小学校区に放課後児童クラブを設置しています。各小学校、指定管理者等と連携を図り、利用を希望する児童を全員受け入れられる体制を確保します。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと提供体制

単位（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	470	434	409	375	360
1年生	113	93	104	84	95
2年生	128	110	90	101	82
3年生	94	101	87	71	80
4年生	69	59	63	54	44
5年生	46	52	44	47	40
6年生	20	19	21	18	19
提供体制	470	434	409	375	360
過不足	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭での養育が一時的に困難な状況となった場合や、緊急に保護を要する場合に、児童養護施設等における養育・保護が実施できるよう委託先と連携し対応します。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと提供体制

単位（人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22	21	20	19	18
提供体制	22	21	20	19	18
過不足	0	0	0	0	0

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、養育環境の把握や子育て支援に関する情報提供、相談支援等を行います。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと提供体制

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	99	95	92	88	85
提供体制	99	95	92	88	85
過不足	0	0	0	0	0

⑧養育支援訪問事業

養育に関する相談や助言が必要な家庭に対して保健師等が居宅を訪問し、相談支援を進めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、適切なサービスの利用につなげます。

■養育支援訪問事業の量の見込みと提供体制

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	16	15	15	14	14
提供体制	16	15	15	14	14
過不足	0	0	0	0	0

⑨地域子育て支援拠点事業

市内10か所に子育て親子の交流の場を開設し、子育てについての相談や助言、きめ細かい情報提供等を行います。それぞれの施設の特徴を周知し、利用者の確保に努めます。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと提供体制

単位(人回・か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		7,834	7,205	7,281	6,995	6,747
提供体制	延べ利用回数	7,834	7,205	7,281	6,995	6,747
	施設数	10	10	10	10	10
	地域子育て支援拠点事業	10	10	10	10	10
	その他 (ひろば等)	0	0	0	0	0
	その他 (国基準満たない子育て支援の場)	0	0	0	0	0

⑩一時預かり事業

市内すべての認定こども園で、通常の教育時間の前後等に在園児を預かる幼稚園型一時預かりを実施しています。家庭での保育が一時的に困難になった在園児以外の児童については、認定こども園のほか、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業の実施により提供体制を確保します。

■一時預かり事業(幼稚園型)の量の見込みと提供体制

単位(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	210	210	185	185	167
提供体制	210	210	185	185	167
過不足	0	0	0	0	0

■一時預かり事業(幼稚園型を除く)の量の見込みと提供体制

単位(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	595	575	539	524	493
保育所等	400	386	362	352	331
ファミリー・サポート・センター	190	184	172	167	157
トワイライトステイ	5	5	5	5	5
提供体制	595	575	539	524	493
過不足	0	0	0	0	0

⑪病児保育事業

市内2か所の医療機関(「つかきっず」「こもれび」)において、病児・病後児対応型を実施しています。体調不良児対応型は、市内2か所の私立認定こども園(「かきはら子ども園」「はやし子ども園」)において実施しています。

こどもの病気による突発的・単発的な保育ニーズがあることから、十分な提供体制を確保し、運営を行っています。

■病児保育事業の量の見込みと提供体制

単位(人日・か所)

				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み				766	741	694	674	633
提供体制				3,570	3,570	3,570	3,570	3,570
病児保育事業	対応型	病児・病後児	延べ人数	2,142	2,142	2,142	2,142	2,142
			施設数	2	2	2	2	2
	対応型	体調不良児	延べ人数	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
			施設数	2	2	2	2	2
	(訪問型)	非施設型	延べ人数	0	0	0	0	0
			施設数	0	0	0	0	0
	ファミサポ (病児・緊急対応)			0	0	0	0	0
	過不足				2,804	2,829	2,876	2,896

⑫ファミリー・サポート・センター事業(就学児)

児童の預かり等の援助を依頼したい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)がそれぞれ会員となり、お互いに助け合う地域の相互援助活動です。会員のニーズに対応できる提供体制を確保し、運営を行っています。

※未就学児の量の見込みと提供体制は 72 ページ「⑩一時預かり事業(幼稚園型を除く)」参照

■ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと提供体制

単位(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	172	161	155	141	136
提供体制	172	161	155	141	136
過不足	0	0	0	0	0

⑬妊婦健診事業

妊娠届の受理時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査の必要性や重要性を説明するとともに、適正な受診を啓発・推奨していきます。

■妊婦健診事業の量の見込みと提供体制

単位(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,298	1,248	1,264	1,164	1,152
提供体制	1,298	1,248	1,264	1,164	1,152
過不足	0	0	0	0	0

⑭子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事や子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事や子育て等の支援を行う事業です。

本市では、令和8年度より事業開始できるよう提供体制を整備します。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと提供体制

単位(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	20	20	20	20
提供体制	0	20	20	20	20
過不足	0	0	0	0	0

⑮児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童について、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、情報の提供、相談及び援助その他の必要な支援を行う事業です。

本市の状況を確認しながら、事業開始できるよう提供体制を整備します。

■児童育成支援拠点事業の量の見込みと提供体制

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
提供体制	3	3	3	3	3
過不足	0	0	0	0	0

⑩親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけ、健全な親子関係の形成ができるよう支援を行う事業です。

本市では、令和8年度より事業開始できるよう提供体制を整備します。

■親子関係形成支援事業の量の見込みと提供体制

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	3	3	3	3
提供体制	0	3	3	3	3
過不足	0	0	0	0	0

⑪妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠届出時や妊娠8か月頃のアンケート、出生後の乳児家庭全戸訪問において実施できるよう提供体制を確保し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと提供体制

単位(回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	375	360	348	333	321
提供体制	375	360	348	333	321
こども家庭センター	375	360	348	333	321
その他(業務委託等)	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、認定こども園等を時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。本市では、令和8年度より事業開始できるよう提供体制を整備します。

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みと提供体制

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	5	5	5	5
0歳児	0	2	2	2	2
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	1	1	1	1
提供体制	0	5	5	5	5
0歳児	0	2	2	2	2
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

※上記数字は1日あたりの利用上限人数

⑲産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対して、助産師等が利用者の居宅を訪問するアウトリーチ型に加え、令和6年度(2024年度)に開始したショートステイ型、デイサービス型で心身のケアや育児のサポート等を行います。産後も安心して子育てができるよう、必要に応じて医療機関や関係機関と連携し、量の見込みに必要な提供体制を確保します。

■産後ケア事業の量の見込みと提供体制

単位(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	61	59	57	55	54
提供体制	61	59	57	55	54
アウトリーチ型	50	48	46	44	43
ショートステイ型	3	3	3	3	3
デイサービス型	8	8	8	8	8
過不足	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取組が必要とされ、そのためにも本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・共働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や市のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

こども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、認定こども園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応等、市の区域を越えた広域的な提供体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の評価・確認等

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

参考資料

阿波市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日

条例第17号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の合議制の機関として、阿波市に子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年阿波市条例第40号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年6月28日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

阿波市子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長

	氏 名	所 属	備 考
1	○ 湯地 宏樹	鳴門教育大学大学院 幼児教育コース 教授	学識経験者
2	笠井 謙二	阿波市医師会 会長	学識経験者
3	◎ 落合 誠子	阿波市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員部会 会長	学識経験者
4	大池 亜紀	阿波市PTA連合会 会長(一条小学校)	保護者
5	湯佐 佳典	公立認定こども園保護者代表(八幡認定こども園)	保護者
6	酒巻 絵美	私立認定こども園保護者代表(はやし子ども園)	保護者
7	出口 寿江	放課後児童クラブ代表 (シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社)	子ども・子育て支援事業 従事者
8	大塚 智美	(福)和田島福祉会 かきはら子ども園 園長	子ども・子育て支援事業 従事者
9	新居 由紀子	阿波市ファミリー・サポート・センター 阿波子育て支援センター(あおぞら) 所長	子ども・子育て支援事業 従事者
10	津留 好恵	四国労金労組(鴨島分会)	労働組合の代表
11	前田 恵美	徳島県吉野川保健所 次長	関係行政機関の職員
12	坂東 正美	阿波市中学校校長会 会長(市場中学校)	関係行政機関の職員
13	岩佐 辰也	阿波市小学校校長会 会長(市場小学校)	関係行政機関の職員
14	妹尾 陽子	阿波市保育事業協議会 会長(大俣認定こども園)	子ども・子育て支援事業 従事者
15	来田 美晴	公募委員	
16	三浦 千春	公募委員	
17	藤本 朱美	公募委員	

令和7年3月現在 敬称略 順不同

本計画に関連する法律

・ こども基本法（令和4年法律第77号）

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

《こども施策の基本理念》

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

・子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、こどもや若者をめぐる環境が悪化している中、教育、福祉、雇用等の関連分野におけるこども・若者育成支援施策の総合的推進と、困難を抱えるこども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

また、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン」（子供・若者育成支援推進大綱）が策定されました。

「子ども・若者ビジョン」の策定から5年が経過し、こども・若者をめぐり、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなどの様々な問題が複合的に絡み複雑で多様な状況となっていることを踏まえ、「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が平成28年2月に策定されました。さらに令和3年4月に改正が行われ、すべてのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会全体でこども・若者の健全育成に取り組んでいくこととされています。

・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

こどもたちの6人に1人が貧困線（全国の世帯所得の中央値の半分の所得）を下回る世帯で暮らしていること（平成24年厚生労働省データ）、こどもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成25年6月に成立しました。

政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定、その後、令和元年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が成立しています。改正後の法では、その目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、こどもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村がこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。令和元年8月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。これらのことを踏まえ、政府は、令和元年11月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しています。

令和6年9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が施行され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更し、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じた切れ目のない支援を提供するための対策強化に取り組んでいます。

・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

少子化の進行は、次の時代を担う若者の減少を意味し、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。そこで国ではこれまでも「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」（平成6年）をはじめとして、「少子化対策推進基本方針」及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」（平成11年）などを示し、「仕事と子育ての両立支援」を中心として、こどもを生み育てやすい環境づくりに努めてきました。

平成17年4月には、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、こども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指すとした、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。平成26年の改正では次世代育成支援対策の推進・強化と、ひとり親家庭に対する支援施策の充実が盛り込まれ、令和6年の改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などが定められ、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる環境をさらに推進していくことが求められています。

・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

平成24年8月、日本の急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、「児童福祉法」その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的として制定されました。

近年では、令和3年12月「子ども・子育て支援法」および「児童手当法」が改正され、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充と、こども誰でも通園制度の創設が位置づけられています。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法では、家庭支援事業の新規3事業の創設や、こども家庭センターおよび地域子育て相談機関の整備の努力義務化、こどもの権利擁護・意見聴取についての取組を推進することが定められています。

令和6年6月には「子ども・子育て支援法」等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設することが盛り込まれています。

用語解説

(五十音順)

用 語	定 義
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象に保育を実施する事業。家庭的保育者の居宅等で、0歳から2歳の乳幼児を対象に保育を行う。定員は、家庭的保育者1人につき3人。
家庭的保育者	市町村が行う研修を修了した保育士、又は講義と保育実習による認定研修を修了し、保育士と同等以上の知識や経験を有すると市町村が認めた人。
居宅訪問型保育	0歳から2歳の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において、1対1の保育を実施する事業。障がい、疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児が対象。
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業。
子育て短期支援事業	<ショートステイ（短期入所生活援助事業）> 保護者が疾病やその他の理由により、家庭でのこどもの養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に母子の保護が必要となった場合に、児童養護施設等において宿泊型での預かり又は保護を行う事業。 <トワイライトステイ（夜間養護等事業）> 保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となった家庭の児童を児童養護施設等で預かり、必要な保護を行う事業。
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。 病院・助産所等へ数日宿泊するショートステイ型、病院・助産所等へ通うデイサービス型、助産師等が母子の居宅を訪問するアウトリーチ型がある。

用 語	定 義
時間外保育事業 (延長保育)	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。
事業所内保育	企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。 地域の保育ニーズに応えるため、従業員のこどもだけでなく、地域の保育を必要とするのこどもの保育（地域枠）も実施する必要がある。対象は0歳から2歳の乳幼児。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業。
小規模保育	0歳から2歳の乳幼児を対象とし、小規模な施設で定員6～9人までの保育を実施する事業。 職員の配置基準等により、3つの類型（小規模保育事業A型・B型・C型）がある。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業。
地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。 地域における多様な保育ニーズに対応するとともに待機児童解消のため、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0歳から2歳の乳幼児を保育する事業。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
特定教育・保育施設	施設型給付（施設の運営等に係る費用の補助）を受けるために、利用定員数や運営に関する基準を満たしているか市町村から「確認」が行われた認定こども園や幼稚園、保育所。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、養育環境の把握や子育て支援に関する情報提供、相談支援等を行う事業。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	0歳6か月から満3歳未満の認定こども園等に通所していない乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間まで認定こども園等で預かり、必要な支援を行う事業。

用 語	定 義
妊婦健診事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して、面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。
病児保育事業	病児について、病院・認定こども園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。次の3つの類型がある。 <病児・病後児対応型> 児童が「病気の回復期に至らない場合」（病後児は「病気の回復期」）で、当面の病状の急変が認められない場合に、医療機関等に設置された専用スペースにおいて一時的に保育する事業。 <体調不良児対応型> 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、認定こども園の医務室等で緊急的な対応を図る事業。 <非施設型（訪問型）> 病児・病後児を児童の自宅において一時的に保育する事業。
ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	小学校に通う児童の預かり等の援助を依頼したい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）がそれぞれ会員となり、お互いに助け合う地域の相互援助活動。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休業中に小学校の余裕教室などで適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

阿波市こども計画

令和7年3月

【編集・発行】

阿波市健康福祉部 子育て支援課

〒771-1695

徳島県阿波市市場町切幡字古田 201 番地1

TEL:0883-36-6813

FAX:0883-36-5113